



阿見町こども計画

こども・若者が未来に希望をもって
健やかに育つことができるやさしいまち阿見

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
阿見町

はじめに

本町では、子ども子育て支援制度の施行に伴い、「阿見町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から令和6年度までを第2期とし、子どもたちが健やかに心豊かに成長できるよう、地域全体で子育て家庭を支え合うことができる町づくりを目指し、様々な施策を推進してまいりました。



近年では、こども・子育て家庭を取り巻く社会環境は、核家族化の進行等による世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化を背景として、児童虐待や貧困を始め、孤独・孤立、不登校、ひきこもりなど、複雑化した多くの課題に直面しております。

これらの課題の解決に向けて、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

このような状況から、この度、こども基本法(令和5年施行)第10条第2項に定める市町村計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「阿見町こども計画」を策定いたしました。

本計画では「こども・若者が未来に希望をもって健やかに育つことができるやさしいまち阿見」を基本理念に掲げ、全てのこども・若者・妊産婦・子育て当事者が誰一人取り残されることなく、地域社会全体でこどもと若者を支援し、未来に希望を持って健やかに育つことができるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、「阿見町子ども・子育て会議」でご審議いただきました委員の皆様には、大変なお力添えを賜りましたことに、深く感謝申し上げます。

また、子ども・若者支援に関するニーズ調査や、パブリックコメントなどを通して貴重なご意見・ご提言を頂きました町民の皆様には心から御礼を申し上げますとともに、次世代を担うこども・若者の健全育成に、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年 3 月

阿見町長 千葉 繁

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 こどもまんなか社会の実現に向けて	5
3 計画の位置づけと対象	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制	9
第2章 本町の現状.....	13
1 人口と世帯の状況.....	13
2 婚姻・出産等の状況	17
3 就業の状況.....	20
4 教育・保育事業の状況	22
5 アンケート調査結果について	24
6 成果指標の達成状況.....	43
7 本町の現状からみた主な課題.....	44
第3章 計画の基本的な考え方.....	49
1 基本理念	49
2 計画の基本目標	50
第4章 施策の展開.....	55
基本目標1 すべての子育て家庭を支える	55
1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の充実	55
2 地域における子育て支援サービスの充実.....	57
3 教育・保育サービスの充実.....	58
4 障害児や発達障害を抱えたこどもやその保護者に対する支援.....	60
5 ひとり親家庭への支援	62
6 こどもの貧困解消の推進	63
7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	64
8 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減	65
基本目標2 こども・若者の育ちを支える.....	66
1 豊かな心と健やかな体の育成	66
2 学校教育の推進	68
3 安心して学ぶことができる環境づくり.....	69
4 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	70
5 次世代を担う若者への支援.....	70
6 こども・若者の自殺対策.....	71
基本目標3 地域ぐるみで豊かな成長を支える	72
1 こども・若者の権利の保障、社会参画や意見表明の推進	72
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり	73

3 安全・安心な生活環境づくり	75
4 こどもまんなかの視点のまちづくり	77
5 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備	77
第5章 量の見込みと確保方策	81
1 子ども・子育て支援事業計画	81
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策等	85
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等	89
4 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって	109
第6章 計画の推進に向けて	113
1 こども・若者の社会参画・意見反映	113
2 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	113
3 協働による計画の推進	114
4 計画の進行管理	115
5 計画の周知及び広報	116
資料編	119
1 阿見町子ども・子育て会議条例	119
2 阿見町子ども・子育て会議 委員名簿	121
3 阿見町子育て支援機関一覧	122

「こども」表記について

こども基本法(令和4年法律第 77 号)において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。

これを踏まえ、下記の基準により、本計画においても「こども」で表記しています。

(1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

(2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例: 子供・若者育成支援推進大綱における「子供」 子ども・子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合

例: 既存の予算事業名や組織名

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において令和5年4月、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正)に基づく3つのこどもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

近年、こども・若者を取り巻く状況は、貧困を始め、虐待、いじめや体罰・不適切な指導、不登校、障害など多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれたこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

本町では、これまでにこどもたちの健全な成長と発達を支援することや、子育てしやすい環境の確保や教育環境の改善、地域社会との連携強化を図るため、平成22年3月に、「阿見町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、阿見町全体で子育てを支える環境づくりや次世代を担うこどもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進してきました。

また、平成27年3月には、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため子ども・子育て支援法等に基づき、「阿見町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第2期にわたり、「いきいき子育て 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見」の基本理念のもと、安心して出産ができ、楽しく子育てをし、こどもが心身ともに健やかに成長することができるまちの実現を目指してきました。

国の動向等を踏まえ、本町では、既存の「子ども・子育て支援計画」に加え、新たに「子ども・若者計画」「こどもの貧困解消対策推進計画」の内容を一体的に定めた、「阿見町こども計画」の策定に取り組めます。

【こども・若者支援を取り巻く主な法令等】

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 (平成15年9月1日施行) 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 (平成17年4月1日施行)	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る(対象:0歳～18歳) ※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)
子ども・若者育成支援推進法 (平成22年4月1日施行) 子供・若者育成支援推進大綱 「子ども・若者ビジョン」を策定	すべてのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指す(対象:0歳～39歳)
子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成26年1月17日施行) 「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定 令和6年6月「こどもの貧困解消対策の推進に関する法律」に改定	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする
子ども・子育て支援法 (平成27年4月1日施行)	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実(対象:0歳～18歳)

○令和5年4月に「こども家庭庁」が発足。

○こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行。

こども基本法

令和5年4月1日施行 こどもの状況、環境等にかかわらず、権利が守られる社会の実現

こども施策に関する大綱(こども大綱)【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」・「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

2 こどもまんなか社会の実現に向けて

(1)こどもまんなか社会を見据えた計画の策定

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

すべての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする「こどもまんなかアクション」を推進するためにも、こども大綱を勘案した計画を策定し、すべてのこども・若者が身体的・精神的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

【こどもまんなか社会】

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

(2)こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(3)こども施策に関する重要事項

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、妊娠前や妊娠期から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、すべてのライフステージに共通する事項として以下に挙げる施策に取り組むこととされていることから、本計画においてもそれらを勘案し内容を盛り込みます。

【こども施策に関する重要事項】（こども大綱からの抜粋）

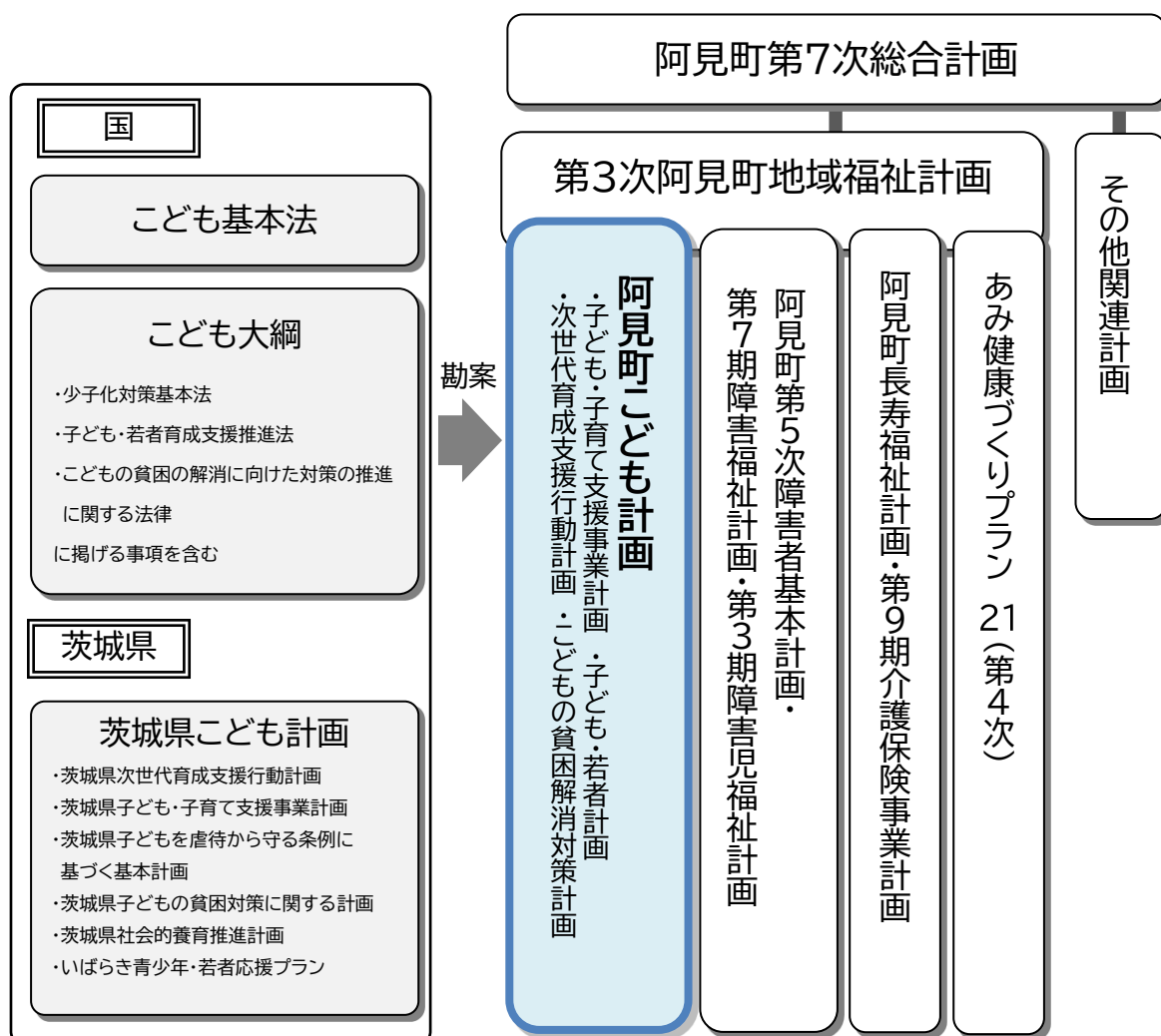
重要事項		内容
ライフステージを通じた重要事項		・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・こどもの貧困対策 ・障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
ライフステージ別の重要事項	こどもの誕生前から幼児期まで	・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
	学童期・思春期	・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
	青年期	・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
子育て当事者への支援に関する重要事項		・子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・地域子育て支援、家庭教育支援 ・共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ・ひとり親家庭への支援

3 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

本計画は、現行計画である子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「阿見町子ども・子育て支援事業計画」とそこに含まれる、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」並びに母子の健康づくりに係る「母子保健計画」のほか、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づく「市町村こどもの貧困解消対策計画」、こども大綱が掲げる事項である子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村こども・若者計画」を一体のものとした計画です。

計画策定に当たっては、本町の最上位計画である「阿見町第7次総合計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「第3次阿見町地域福祉計画」、そのほかこども・子育て施策に関係する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



さらに、本計画は、SDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、町の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標を踏まえて、取組を推進していきます。



資料：国際連合広報センター

(2) 計画の対象

本計画は、本町に住むすべてのこども、若者、妊産婦、子育て当事者を対象とします。

行政をはじめ、地域や地域で活動している組織・団体等の支援により、計画の対象となるすべての町民がそれぞれのライフステージにおいて幸せな暮らしの実現を目指します。なお、「こども」は特定の年齢にあるものと定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」すべてと定め、その支援が特定の年齢によって途切れることがないようにします。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

阿見町子ども・子育て会議の開催、アンケート調査の実施及びパブリックコメントの実施など、町民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

(1)阿見町子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

(2)アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「阿見町子ども・子育て支援事業計画」の見直しの資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向を把握することを目的に、令和6年3月にアンケート調査を実施しました。

また、より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「阿見町こども計画」の資料とするため、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、令和6年7月にアンケート調査を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く町民の意見の収集に取り組みました。

第2章

本町の現状

第2章 本町の現状

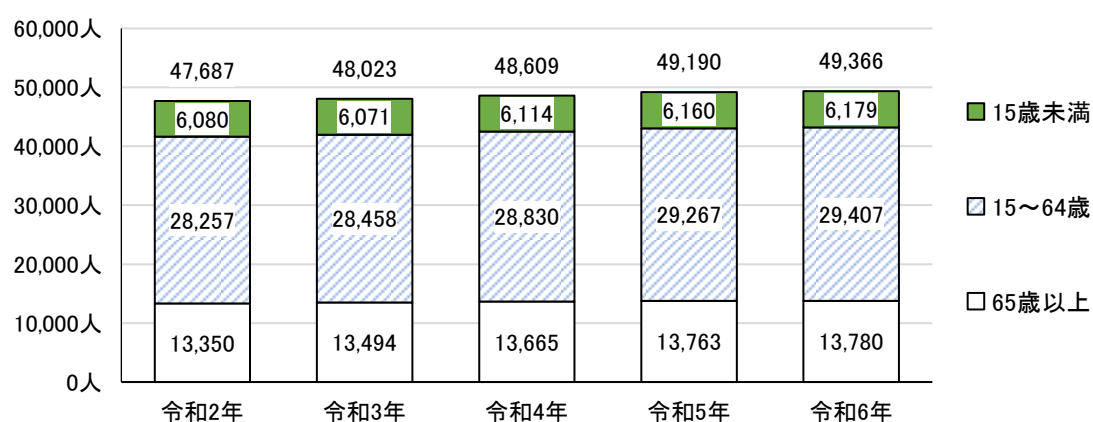
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本町の総人口は、令和6年4月現在49,366人となっています。

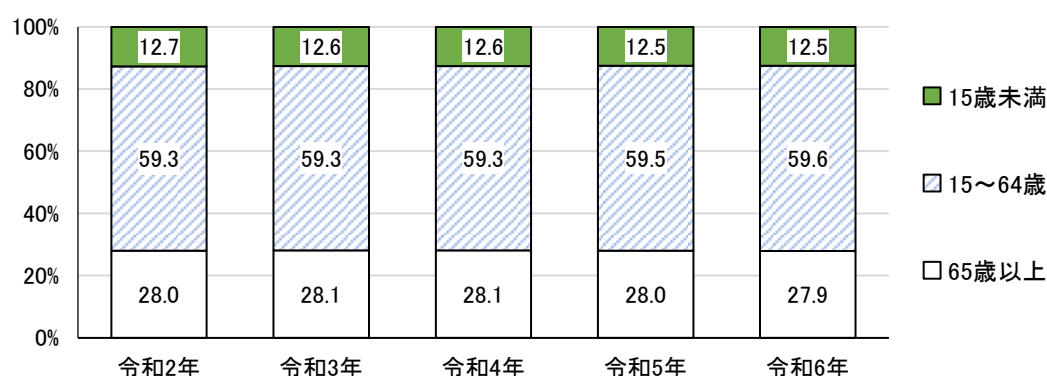
また、年齢3区分別の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口割合、高齢者人口のいずれも増加しています。人口構成比は、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分別人口別構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)社会動態

総務省が発表した令和4年の住民基本台帳に基づく人口移動報告では、茨城県内の市町村でも、つくば市、土浦市に次ぐ3番目に多くなっており、今後も人口の増加は続くことが予想されます。

また、茨城県常住人口調査結果でも、こどもの数が増えていることがうかがえます。

■茨城県の市町村の社会増減

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1位	つくば市 (+3,154人)	つくば市 (+4,052人)	つくば市 (+4,643人)	つくば市 (+3,818人)
2位	守谷市 (+744人)	守谷市 (+724人)	土浦市 (+906人)	土浦市 (+1,056人)
3位	阿見町 (+433人)	阿見町 (+475人)	水戸市 (+732人)	阿見町 (+990人)

資料：住民基本台帳移動報告

■茨城県の市町村のこどもの数増減

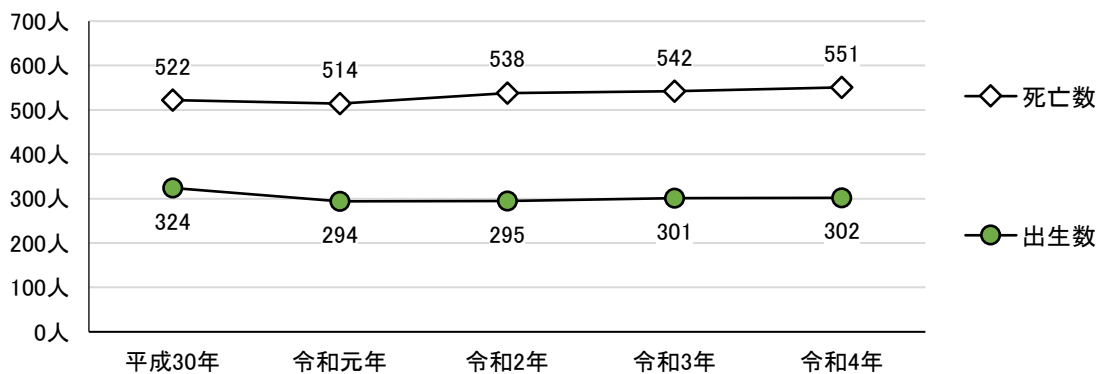
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1位	つくば市 (+774人)	つくば市 (+882人)	つくば市 (+929人)	つくば市 (+584人)
2位	つくばみらい市 (+113人)	守谷市 (+131人)	つくばみらい市 (+85人)	つくばみらい市 (+108人)
3位	守谷市 (+23人)	つくばみらい市 (+0人)	阿見町 (+47人)	阿見町 (+47人)

資料：茨城県常住人口調査結果

(3)自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回っており、出生数は横ばいとなっています。

■出生数及び死亡数の推移

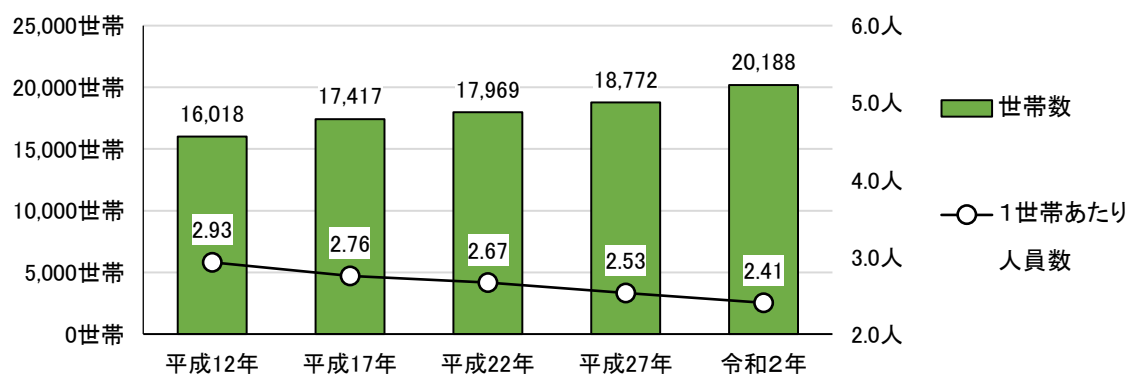


資料：茨城県人口動態統計

(4)世帯数

本町の世帯数は年々増加しており、令和2年には20,188世帯となっています。
その一方で、1世帯あたりの人員数は減少しており、核家族化が進行しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

(5)世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯(夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子ども)が全体の約9割を占めています。

■世帯類型による世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	3,987	4,814	4,990	5,622	6,743
核家族世帯	9,234	9,845	10,354	10,854	11,413
夫婦のみ	2,542	3,082	3,344	3,781	4,131
夫婦と子ども	5,580	5,371	5,414	5,323	5,350
男親と子ども	191	258	268	289	315
女親と子ども	921	1,134	1,328	1,461	1,617
三世帯世帯	2,233	2,059	1,760	1,498	1,178
その他の世帯	564	699	841	798	854
一般世帯数(合計)	16,018	17,417	17,945	18,772	20,188

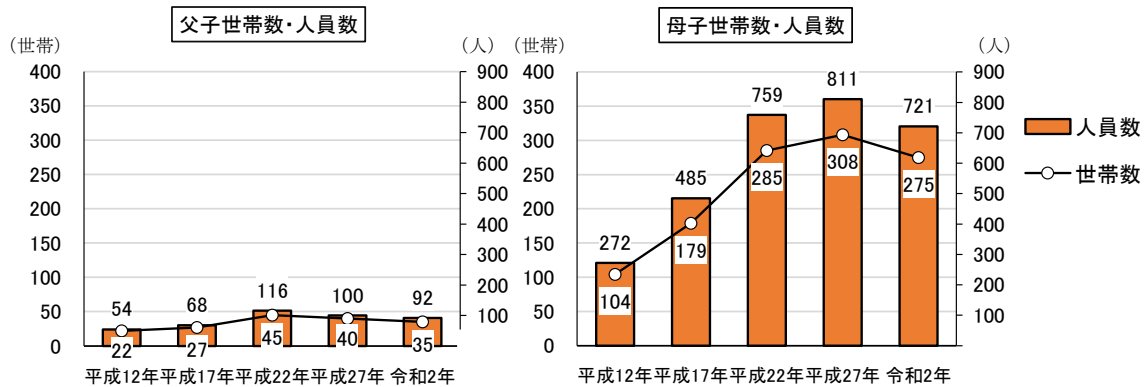
資料：国勢調査

(6)母子世帯・父子世帯

本町の父子世帯数について、平成22年の45世帯をピークに減少しており、令和2年では35世帯となっています。また、世帯人員数も世帯数と同じ傾向がみられます。

母子世帯数では、平成27年の308世帯をピークに減少しており、令和2年では275世帯となっています。世帯人員数も世帯数と同じ傾向が見られ、令和2年は721人と平成22年の759人よりも低い水準となっています。

■母子世帯及び父子世帯の推移



資料：国勢調査

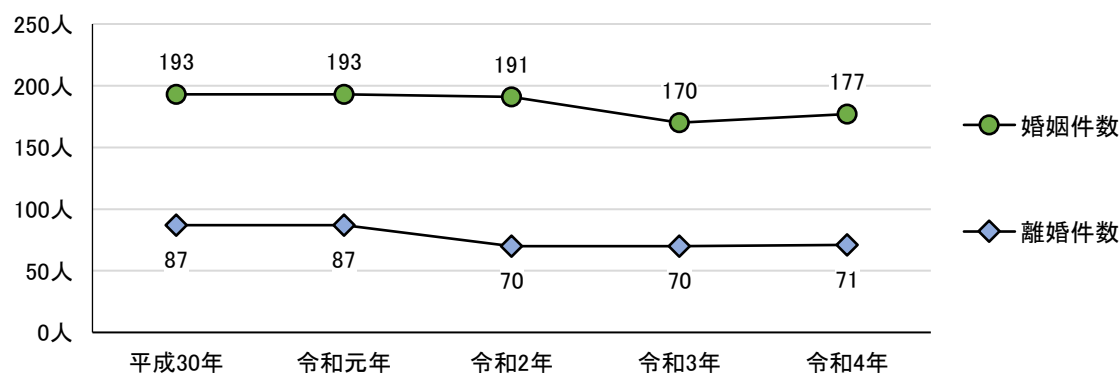
2 婚姻・出産等の状況

(1)婚姻・離婚

本町の婚姻件数は令和4年では177件となっています。

また、離婚件数は令和4年では71件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

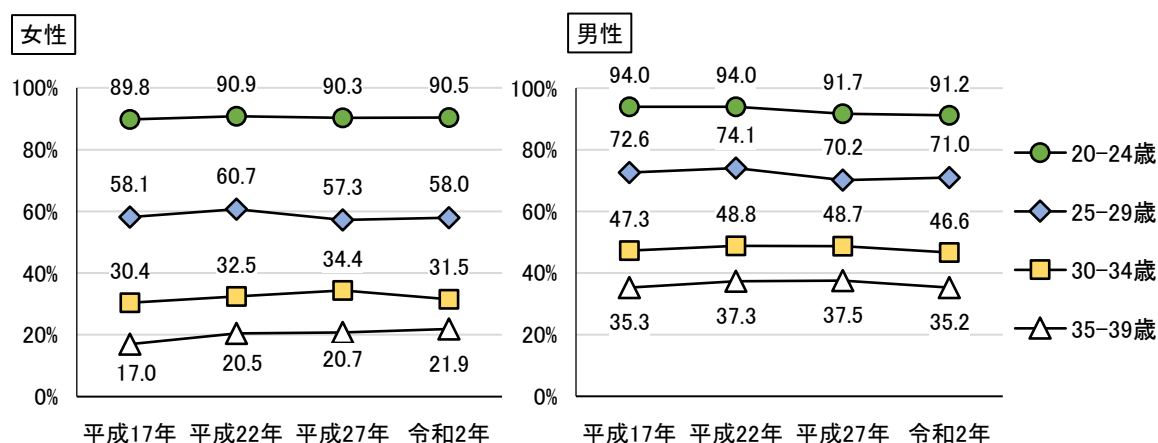


資料：茨城県人口動態統計

(2)未婚率

男女ともに年代が低いほど、未婚率が高くなっています。女性は、35-39歳の未婚率上昇が大きくなっており、15年間で4.9ポイント上昇しています。男性は、女性よりも未婚率が高い傾向が見られます。

■未婚率の推移



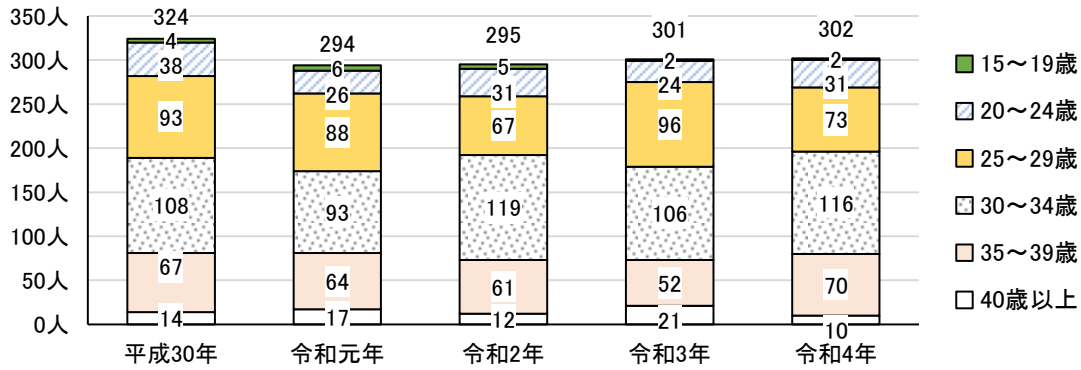
資料：国勢調査

(3)出生数

本町の出生数は、1年ごとに増減を繰り返しており、令和4年では302人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、どの年においても30～34歳がボリュームゾーンとなっており、次いで、25～29歳、35～39歳が多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

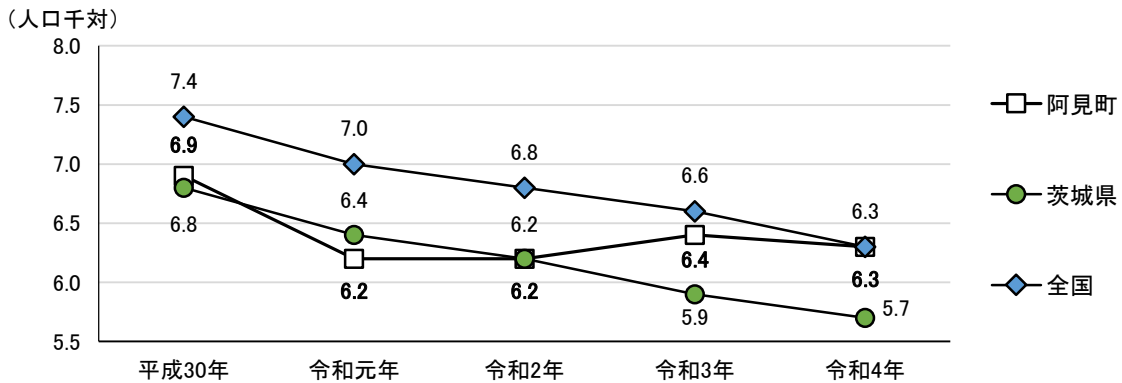


資料：茨城県保健福祉統計年報（年齢不詳は除く）

(4)出生率

本町の出生率は、令和4年で6.3となっており、全国と同水準となっており、茨城県を上回っています。

■出生率の推移

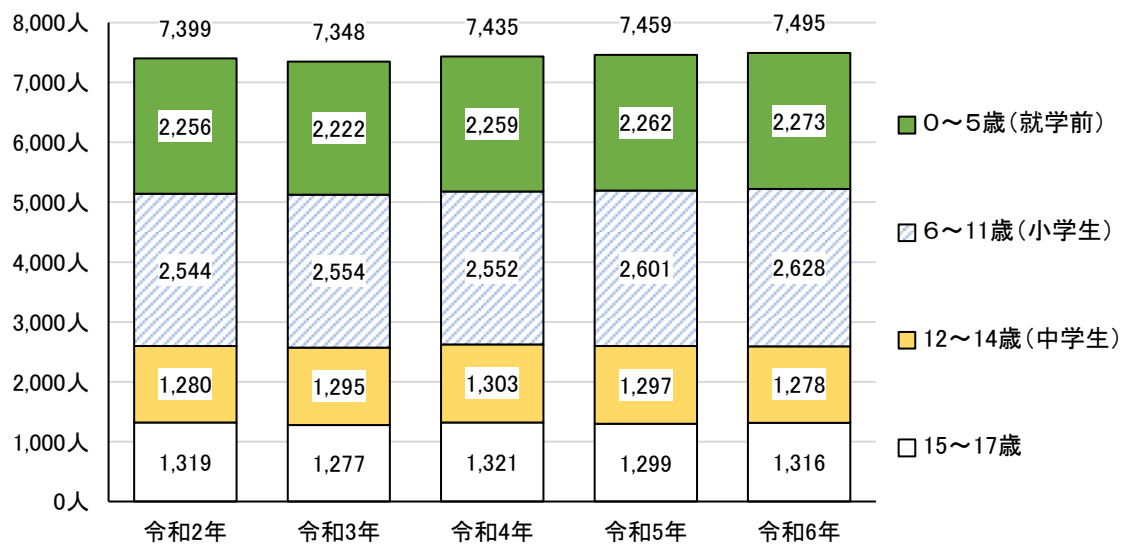


資料：茨城県保健福祉統計年報

(5)18歳未満の児童数の推移

本町の18歳未満の児童数は、令和6年では7,495人となっており、令和2年から96人増加しています。

■児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

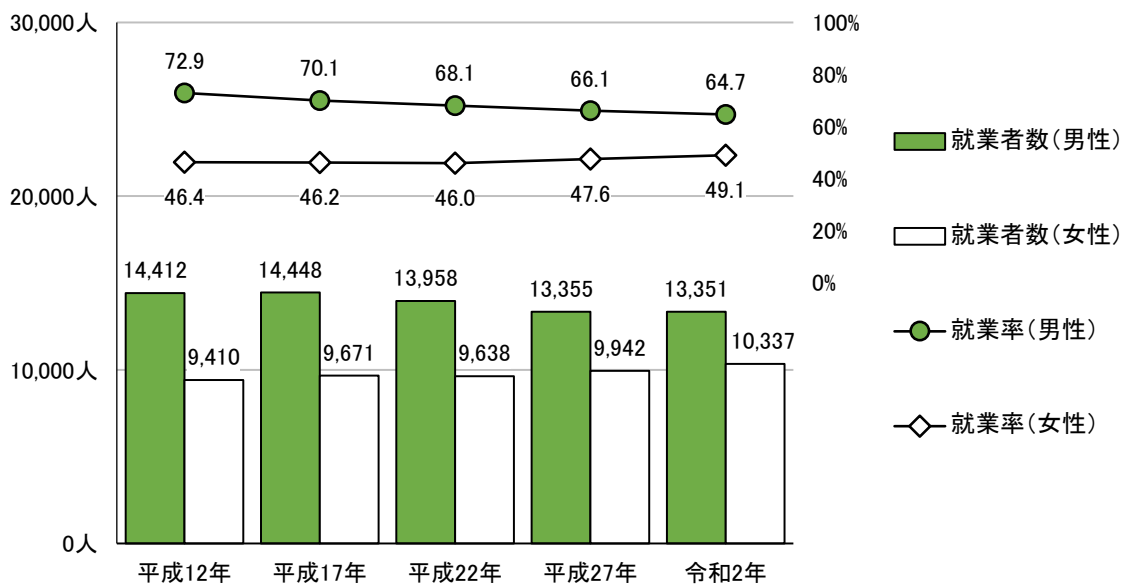
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数は、男性は平成17年を境に年々減少しています。女性は、平成22年を境に増加しています。

就業率は、男性は減少傾向にある一方で、女性は緩やかに増加しています。

■ 就業者数の推移

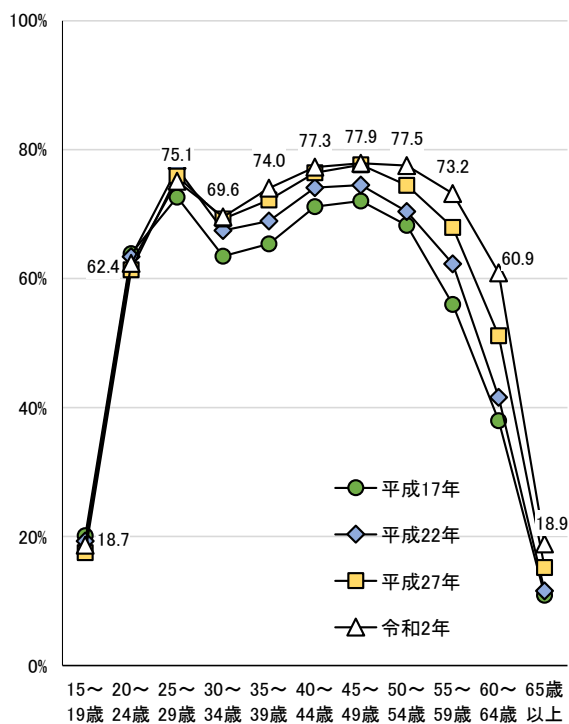


資料: 国勢調査

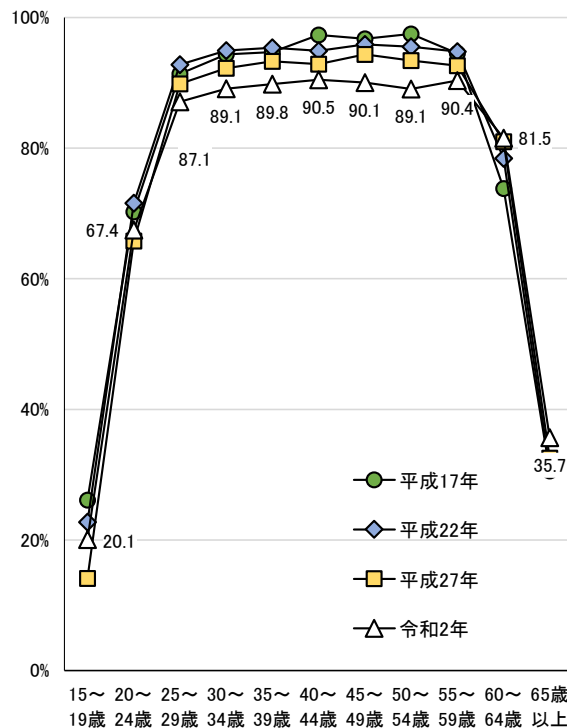
(2)年齢別労働力率

年齢別の労働力率は、女性が上昇傾向にあり、働く女性の割合は年々増加しています。また、女性の年齢別労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると再び労働力率が高くなる「M字曲線」を示しています。

■女性の年齢別労働力率



■男性の年齢別労働力率



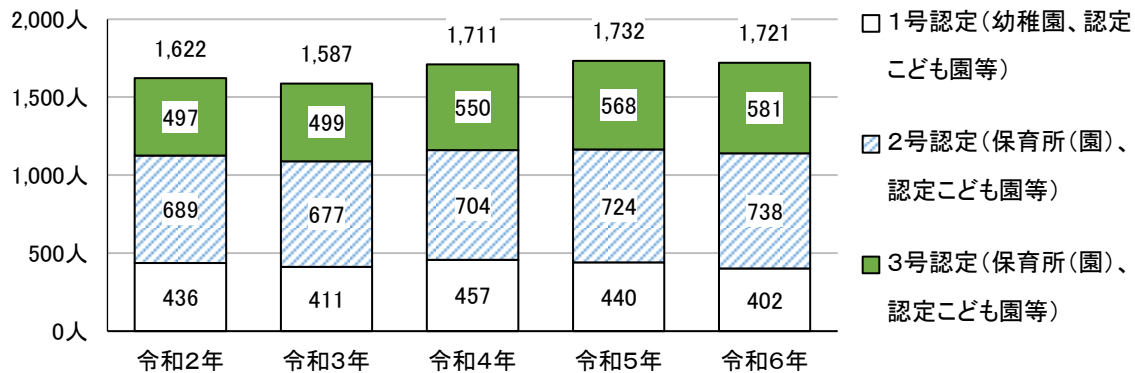
資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園等の入所(園)児童数

幼稚園・保育所(園)・認定こども園等の入所(園)児童数は令和6年で1,721人(1号認定:402人、2号認定:738人・3号認定:581人)となっており、令和2年と比較すると全体で99人増加しています。

■幼稚園・保育所(園)・認定こども園等の入所(園)児童数

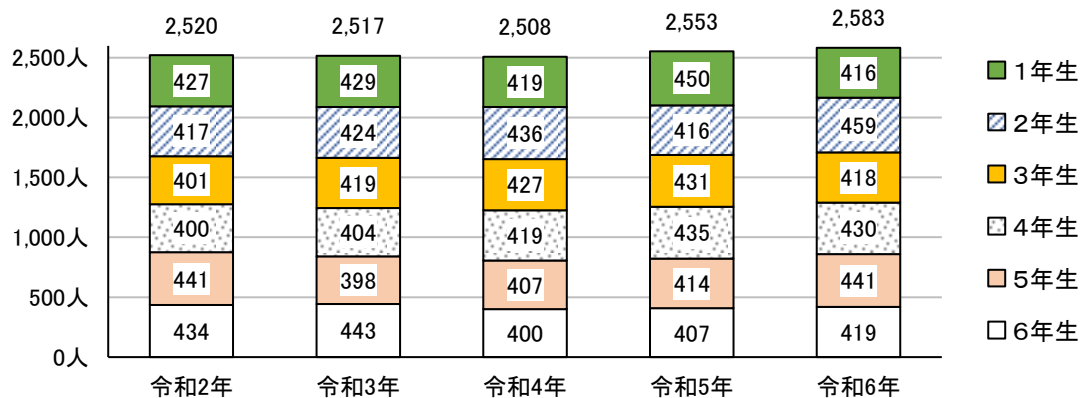


資料:子ども家庭課(1号、2号認定は各年4月1日現在、3号認定は各年10月1日現在)

(2) 小学校児童

本町における小学生児童数は、令和6年5月現在、2,583人となっています。

■小学校の児童数

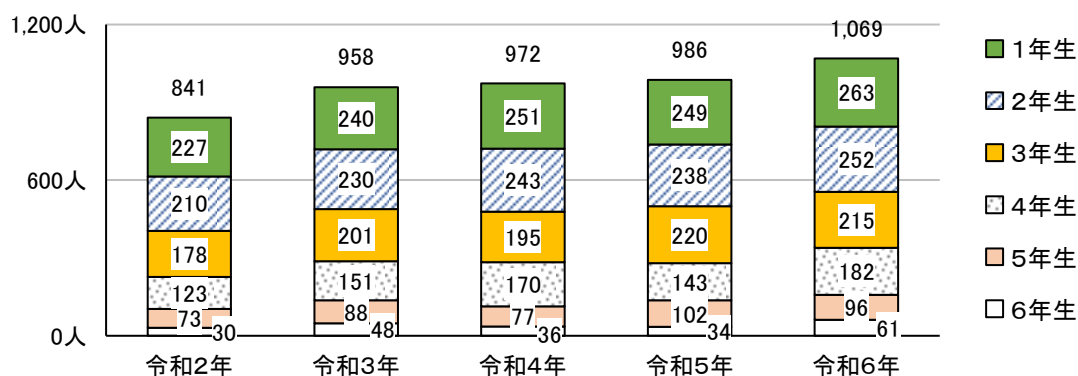


資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

(3)学童保育(放課後児童クラブ)

本町の学童保育(放課後児童クラブ)は、令和6年4月現在7か所(クラブ数20か所)あり、利用児童数は1,069人と年々増加しています。

■学童保育(放課後児童クラブ)の利用者数

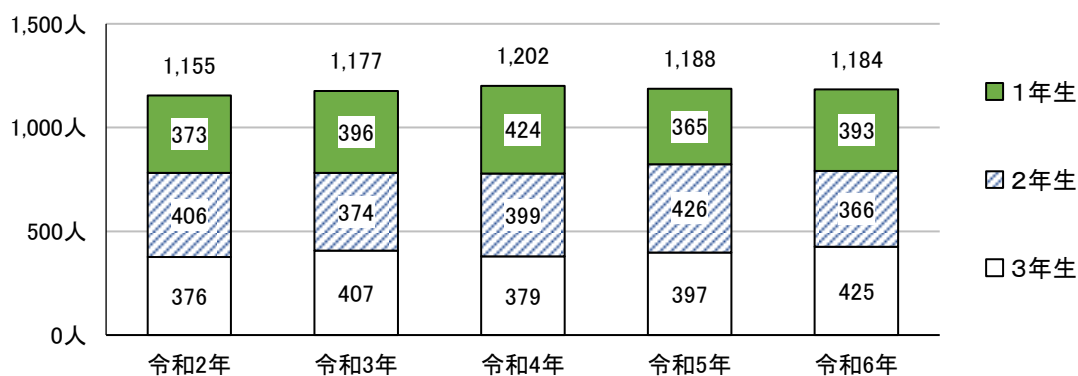


資料:生涯学習課

(4)中学校生徒

本町の中学校生徒数は、令和6年5月現在では1,184人となっています。

■中学校の生徒数



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

5 アンケート調査結果について

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見や、小学生・中学生・高校生・若者の生活実態、将来について、要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

■調査の状況

調査の種類		対象	配布数 (人)	回収数 (件)	回収率 (%)
子ども・子育て 支援に関する アンケート調査	就学前児童 保護者調査	0～5歳児の保護者	2,650	1,241	46.8
	小学生 保護者調査	小学1・3・5年生の保護者	1,380	615	44.6
子ども・若者 支援に関する 調査	小・中学生保護 者調査	町内小学5年生・中学2年生 の保護者	950	177	18.6
	小・中学生調査	町内小学5年生・中学2年生	950	160	16.8
	高校生調査	町内高校2年生世代	400	96	24.0
	若者(18～39 歳)調査	町内在住の18～39歳の町民	1,000	203	20.3

※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1)子育てに関する不安や悩み、ニーズ等

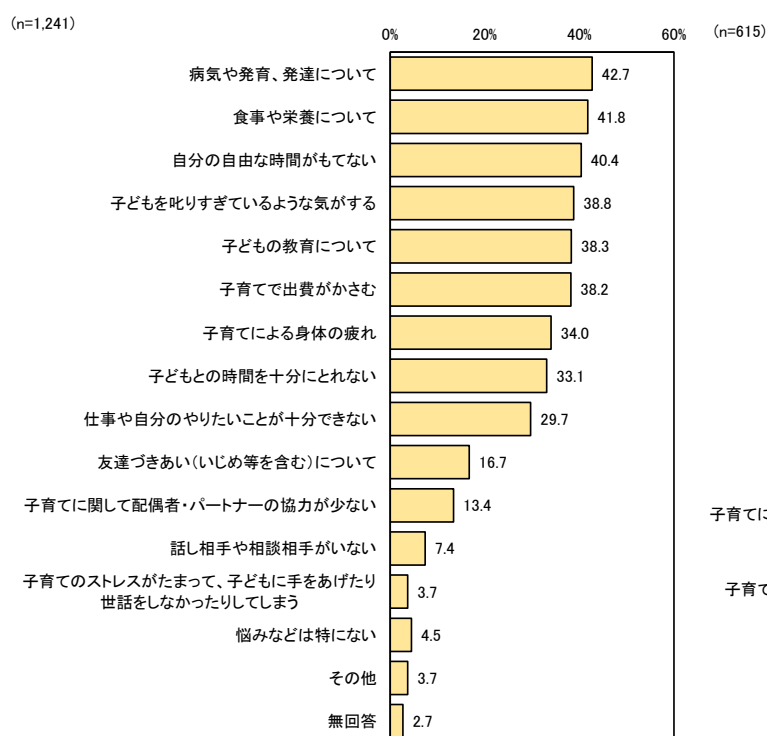
①子育てに関する不安や悩み

就学前児童保護者では、子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることについては、「病気や発育、発達について」が最も多く、次いで「食事や栄養について」、「自分の自由な時間がもてない」、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもの教育について」となっています。

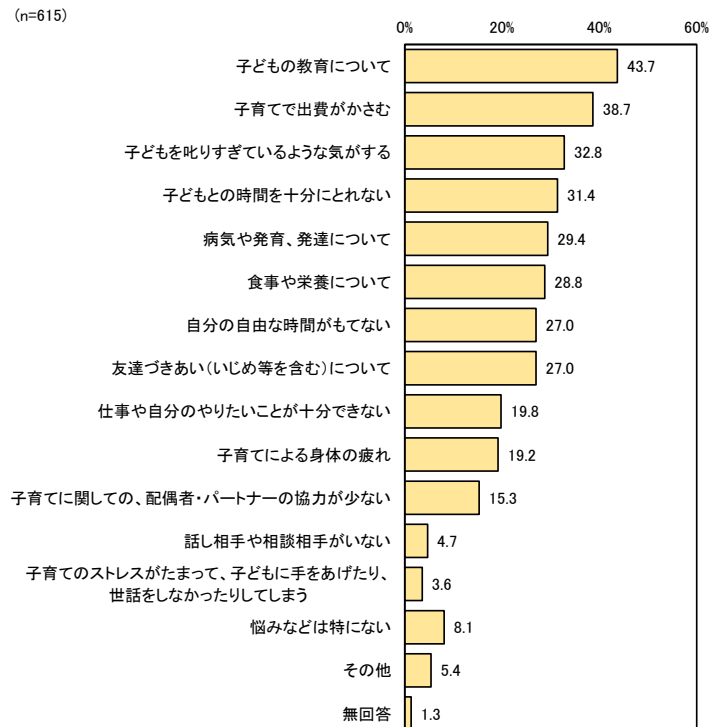
また、小学生保護者調査では、「子どもの教育について」が最も多く、次いで「子育てで出費がかさむ」、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもとの時間を十分にとれない」、「病気や発育、発達について」となっています。

◆子育てに関する悩み・気になること

【就学前児童保護者】



【小学生保護者調査】



また、お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所は「いる/ある」と回答した人の割合が就学児童保護者、小学生児童保護者ともに前回調査に比べて減っています。

◆気軽に相談できる人や場所の有無

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

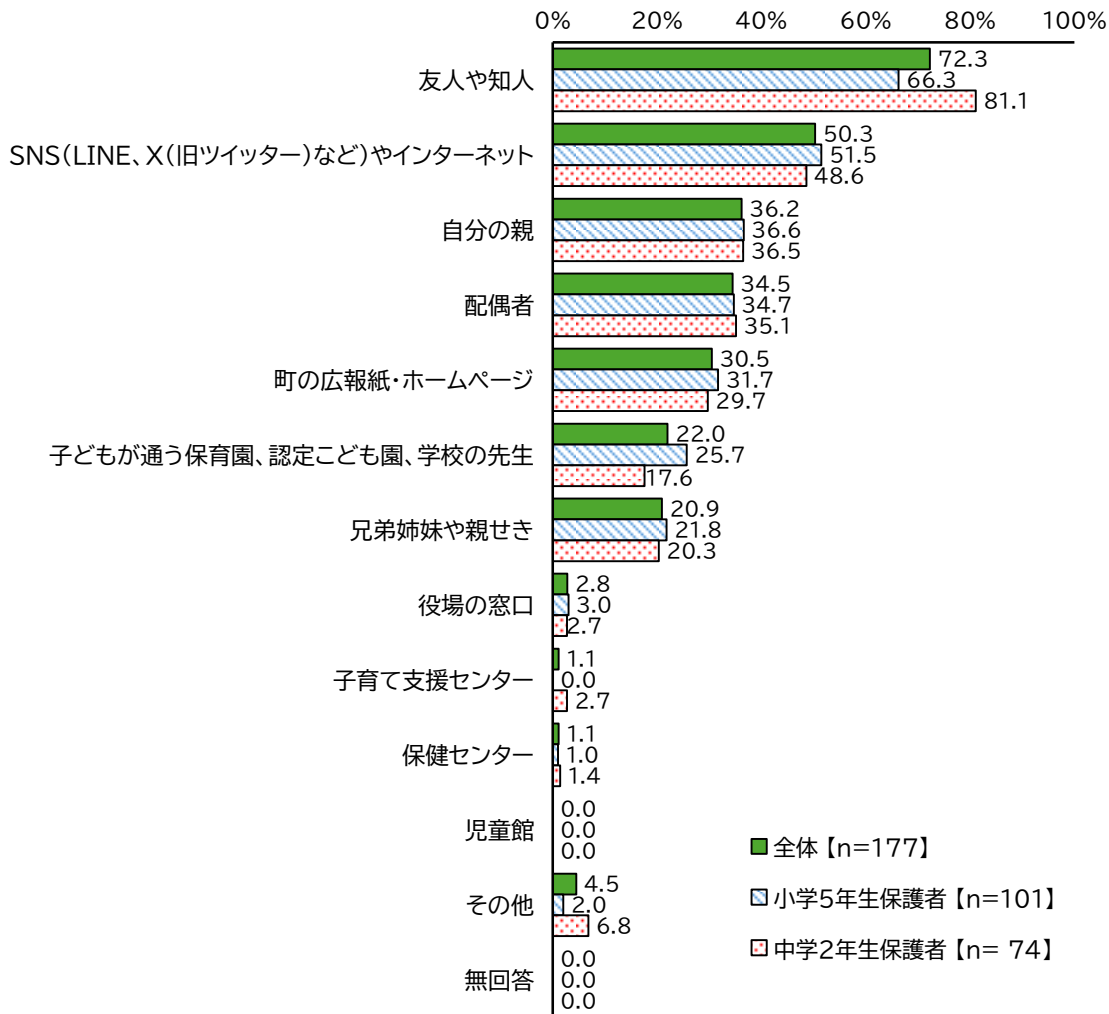
就学前	いる/ある	いない/ない
H31年	95.0	4.1
R6年	90.2	7.1

小学生	いる/ある	いない/ない
H31年	92.6	6.3
R6年	90.7	7.3

②子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに「友人や知人」が最も多く、特に中学2年生保護者では81.1%と高くなっています。次いで、「SNS(LINE、X(旧ツイッター)など)やインターネット」、「自分の親」、「配偶者」の順となっています。

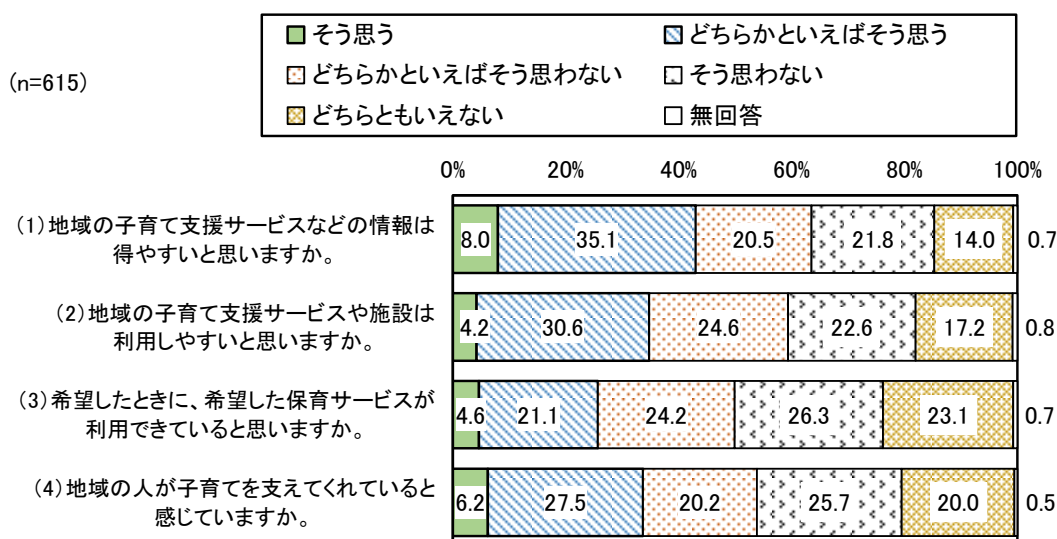
◆子育てに関する情報の入手先【小・中学生保護者】



③子育て環境について

本町の子育て環境について感じていることについて、『思う』『そう思う』『どちらかといえばそう思う』の合計)と回答した割合は、「(1)地域の子育て支援サービスなどの情報は得やすいと思いますか」では43.1%、「(2)地域の子育て支援サービスや施設は利用しやすいと思いますか」では34.8%、「(3)希望したときに、希望した保育サービスが利用できていると思いますか」では25.7%、「(4)地域の人の子育てを支えてくれていると感じていますか」では33.7%となっています。

◆地域の子育て支援サービスについて感じていること【就学前児童保護者】



④子育て環境や支援の満足度

本町における子育て環境や支援の満足度については、就学前児童保護者では前回調査に比べて「満足」が微増する一方で「不満」と回答した人の割合が多くなっています。小学生児童保護者では前回に比べて「満足」と回答した人の割合が高くなっています。

一方で、子育てに関する不安や負担感については、何らかの不安や負担を感じていると回答した人が前回調査に比べて高くなっています。

◆子育て環境や支援の満足度、子育てに関する不安や負担感

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

就学前	満足	不満
H31年	47.1	26.1
R6年	47.4	29.0

小学生	満足	不満
H31年	42.3	28.6
R6年	46.7	30.0

就学前	不安がある	不安がない
H31年	53.8	34.4
R6年	58.6	32.1

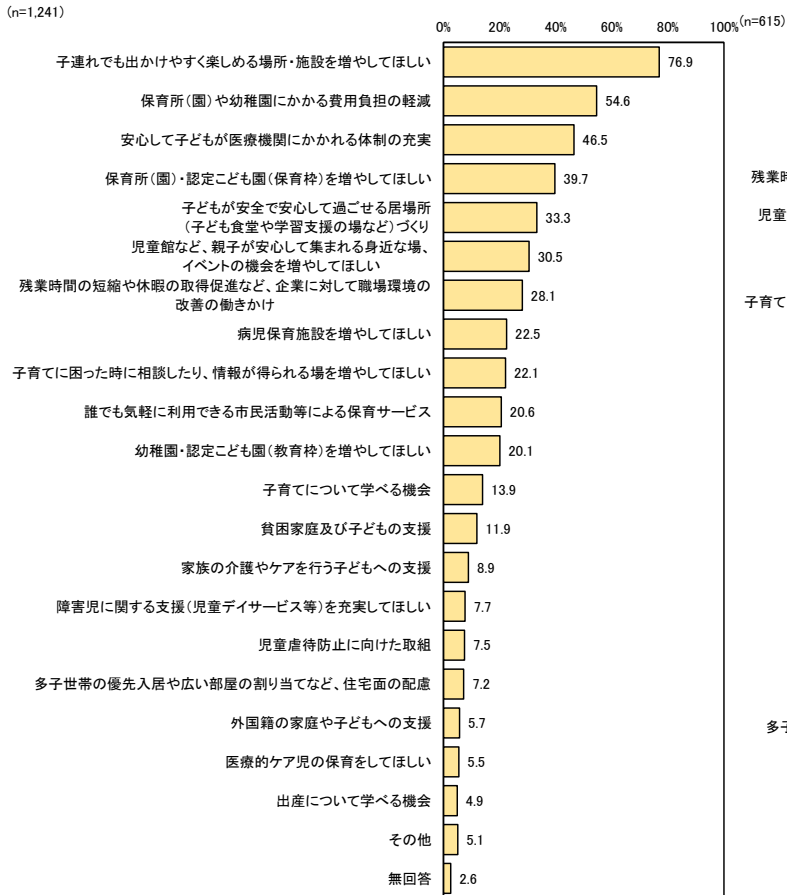
小学生	不安がある	不安がない
H31年	48.3	38.0
R6年	53.3	35.0

⑤期待する子育て支援について

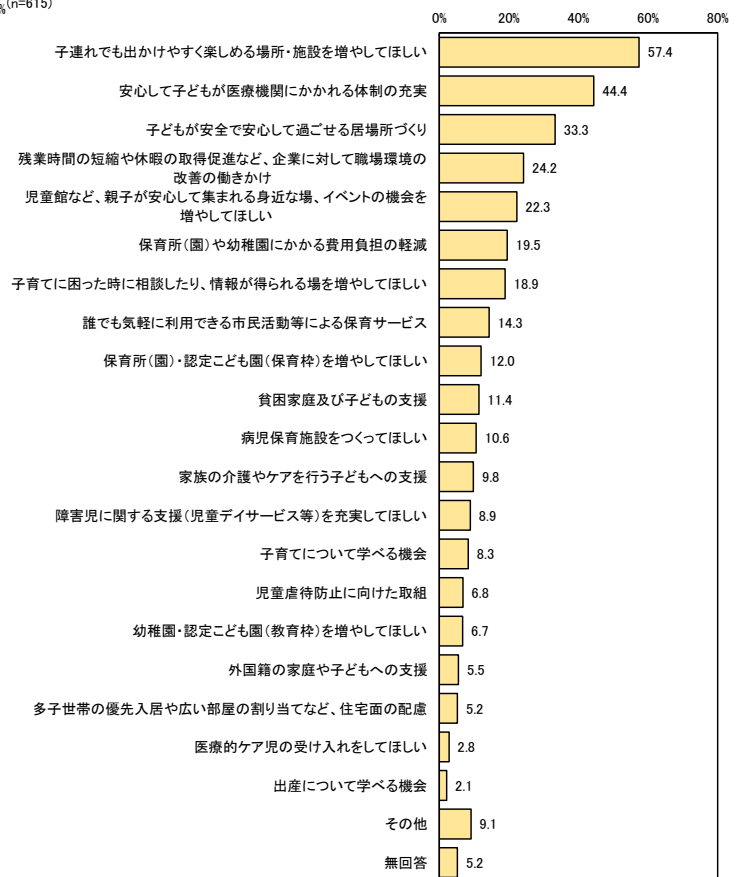
就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所・施設を増やしてほしい」、「保育所(園)や幼稚園にかかる費用負担の軽減」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」、「子どもが安全で安心して過ごせる居場所(子ども食堂や学習支援の場など)づくり」などの意見が多くなっています。

◆期待する子育て支援【就学前児童保護者】

【就学前児童保護者】



【小学生保護者調査】



(2)教育・保育に対するニーズの変化、子育て環境の変化

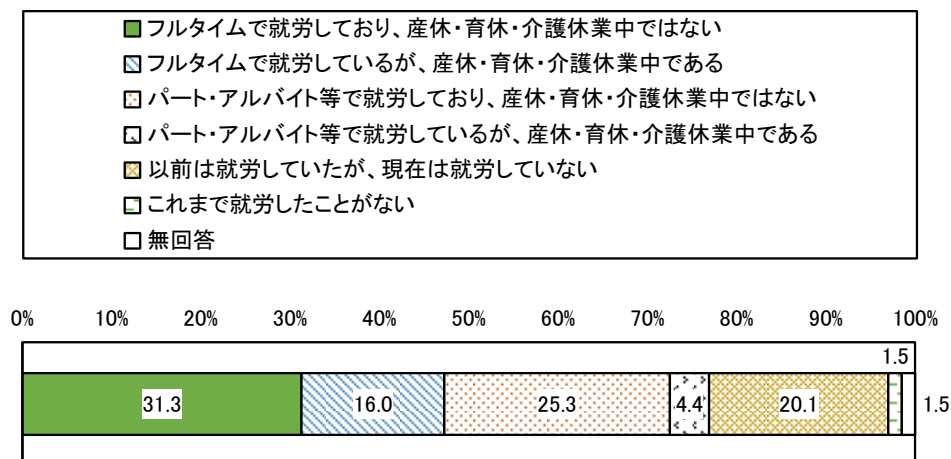
①母親の保護者の就労状況について

就学前児童保護者の就労状況は、前回調査と比べると、フルタイムやパートなど就労している母親、また産休・育児休業中の母親が増加している傾向がうかがえました。

また、就労していない母親の就労希望では、2割強がすぐにでも就労したいと考えていることがうかがえます。

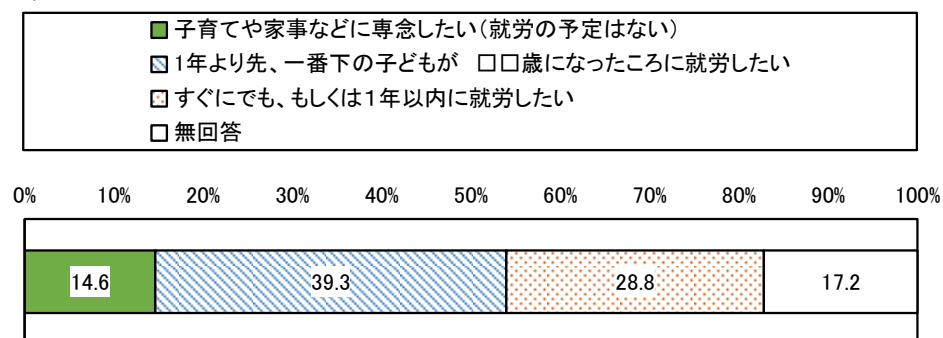
◆母親の就労状況【就学前児童保護者】

(n=1,241)



◆就労していない母親の就労希望【就学前児童保護者】

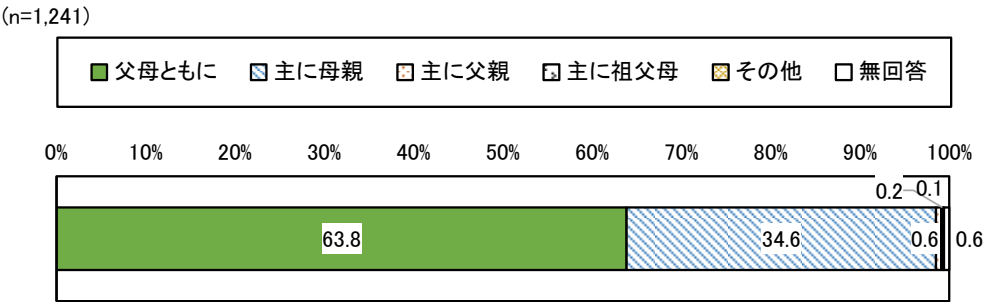
(n=267)



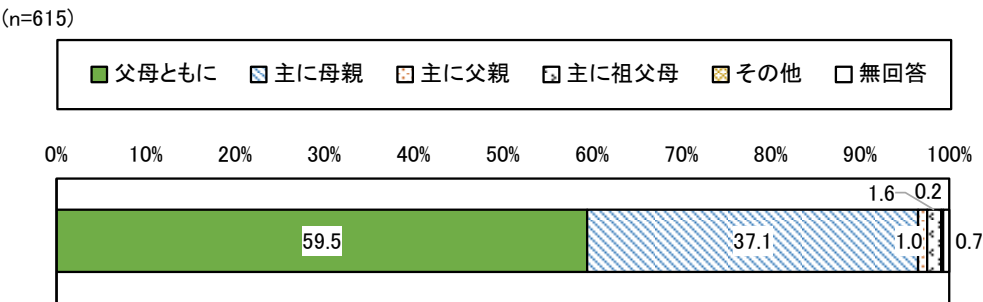
②家事・育児に関する父母の関わり方の変化

主に子育てをしている人は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」の回答割合が最も高く、前回調査と比較すると、「父母ともに」の回答割合は今回の調査結果のほうが5ポイント以上高くなっています。（就学前児童保護者：H31年58.6%→R6年63.8%、小学生保護者：H31年52.7%→R6年59.5%）

◆子育てを主に行っている方【就学前児童保護者】



◆子育てを主に行っている方【小学生保護者】

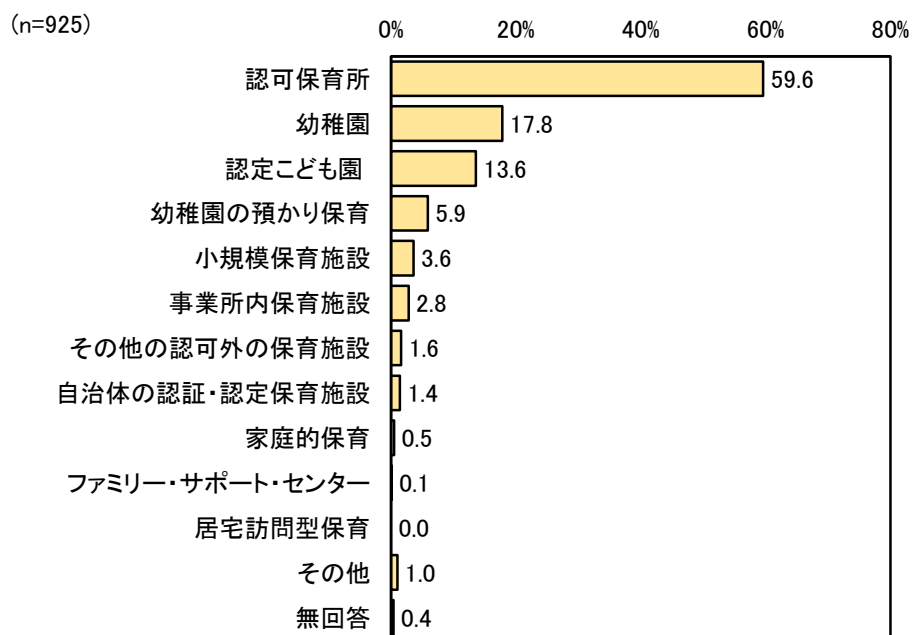


③保育園・幼稚園・認定こども園などの利用と利用意向について

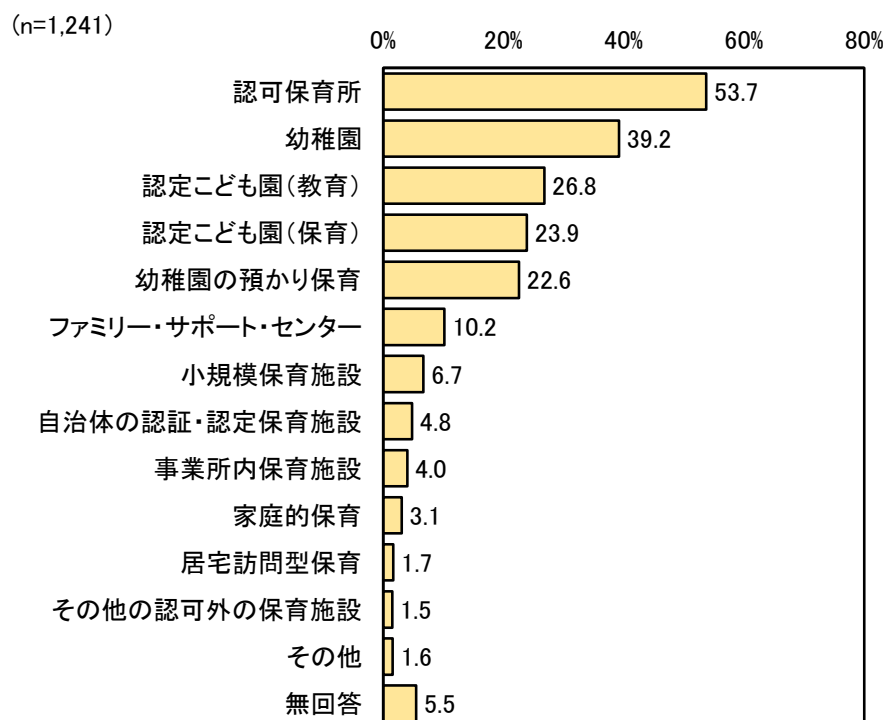
利用している平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所」が59.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が17.8%、「認定こども園」が13.6%となっています。前回調査と比べて「認可保育所」の利用が高くなっています。(H31年56.4%→R6年59.6%)

利用したい平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所」が53.7%で最も多く、次いで「幼稚園」が39.2%、「認定こども園(教育)」が26.8%、「認定こども園(保育)」が23.9%、「幼稚園の預かり保育」が22.6%となっています。

◆保育園・幼稚園・認定こども園などの利用状況【就学前児童保護者】



◆保育園・幼稚園・認定こども園などの利用意向【就学前児童保護者】

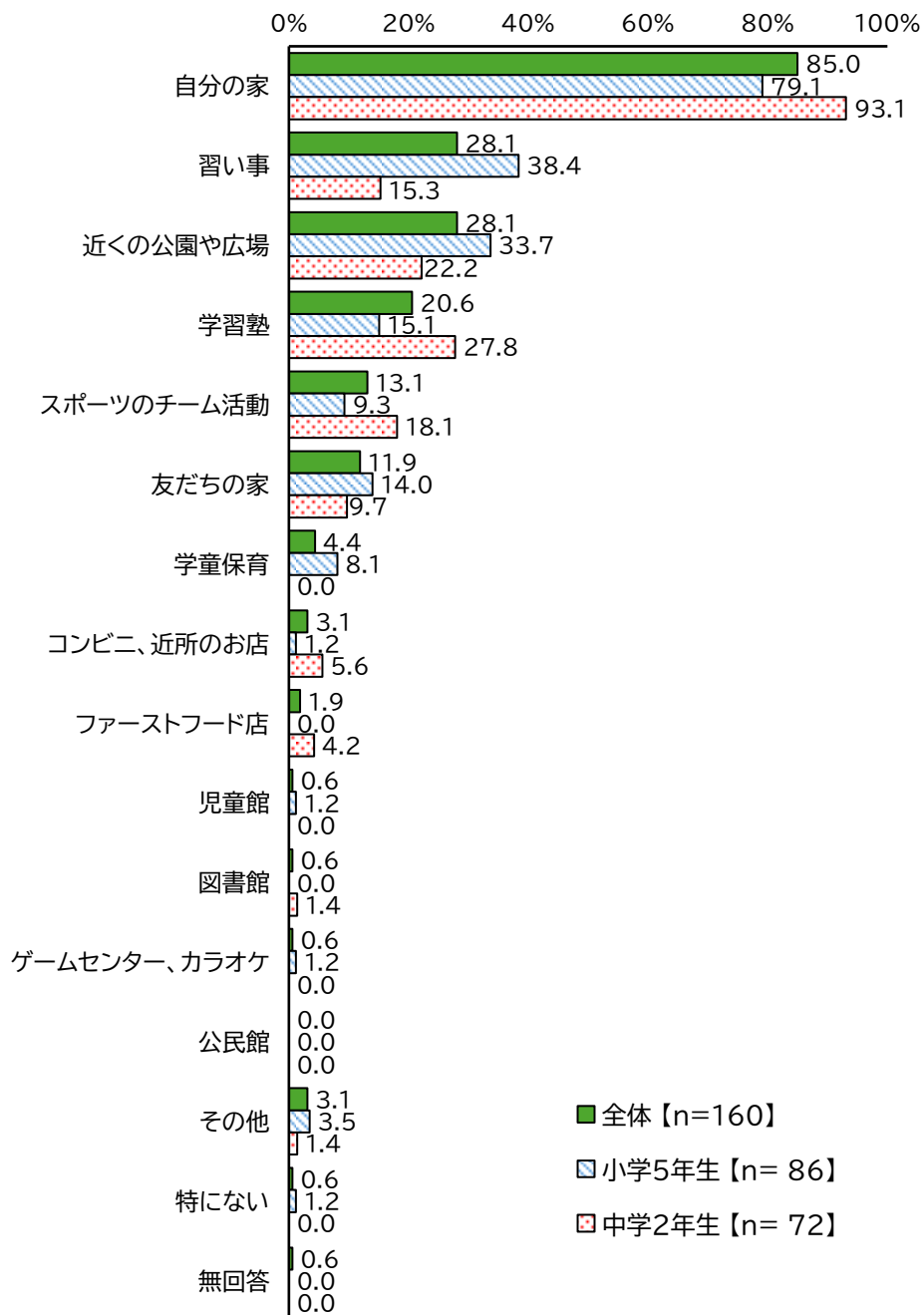


(3)子ども・若者に関する課題やニーズ

①放課後の居場所

放課後過ごしている場所は、小学生、中学生ともに「自分の家」が最も多くなっています。次いで、小学5年生では「習い事」、「近くの公園や広場」、「学習塾」、中学2年生では「学習塾」、「近くの公園や広場」、「スポーツのチーム活動」となっています。

◆放課後の居場所【小・中学生本人】

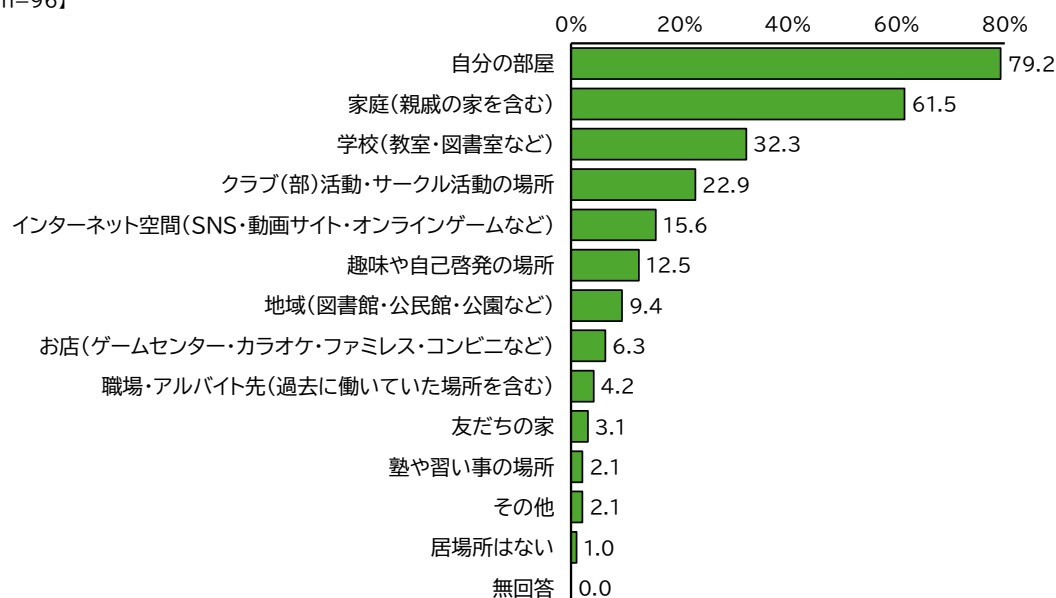


②自分の居場所

自分の居場所は、「自分の部屋」が最も多く、次いで、「家庭(親戚の家を含む)」、「学校(教室・図書室など)」、「クラブ(部)活動・サークル活動の場所」、「インターネット空間(SNS・動画サイト・オンラインゲームなど)」となっています。

◆自分の居場所【高校生本人】

【n=96】

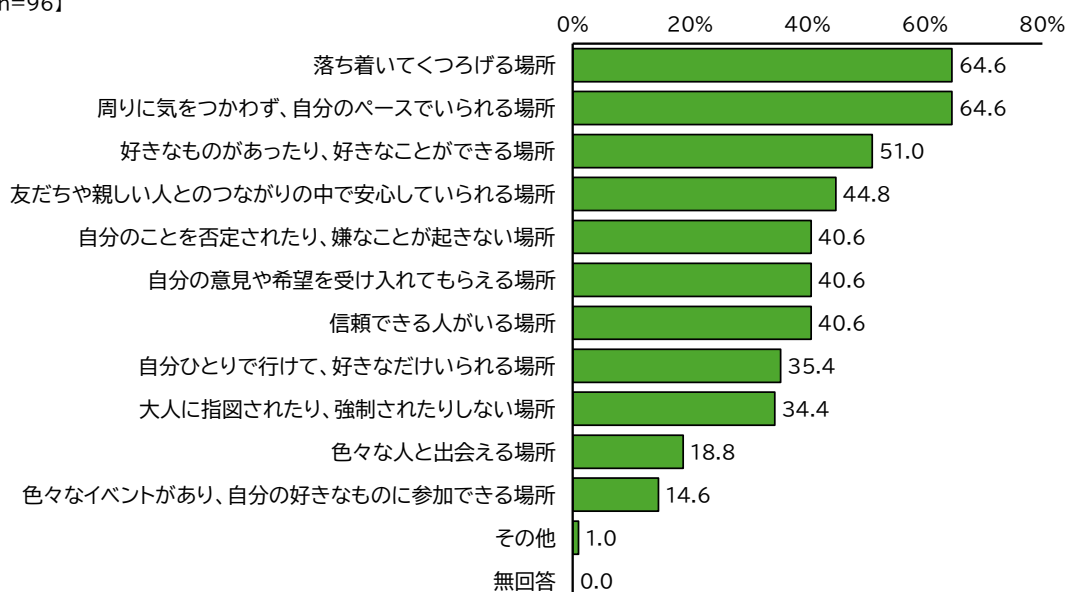


③子どもや若者にとっての居場所

子どもや若者にとっての居場所は、「落ち着いてくつろげる場所」、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」がともに最も多く、次いで、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」、「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」となっています。

◆子どもや若者にとっての居場所【高校生本人】

【n=96】

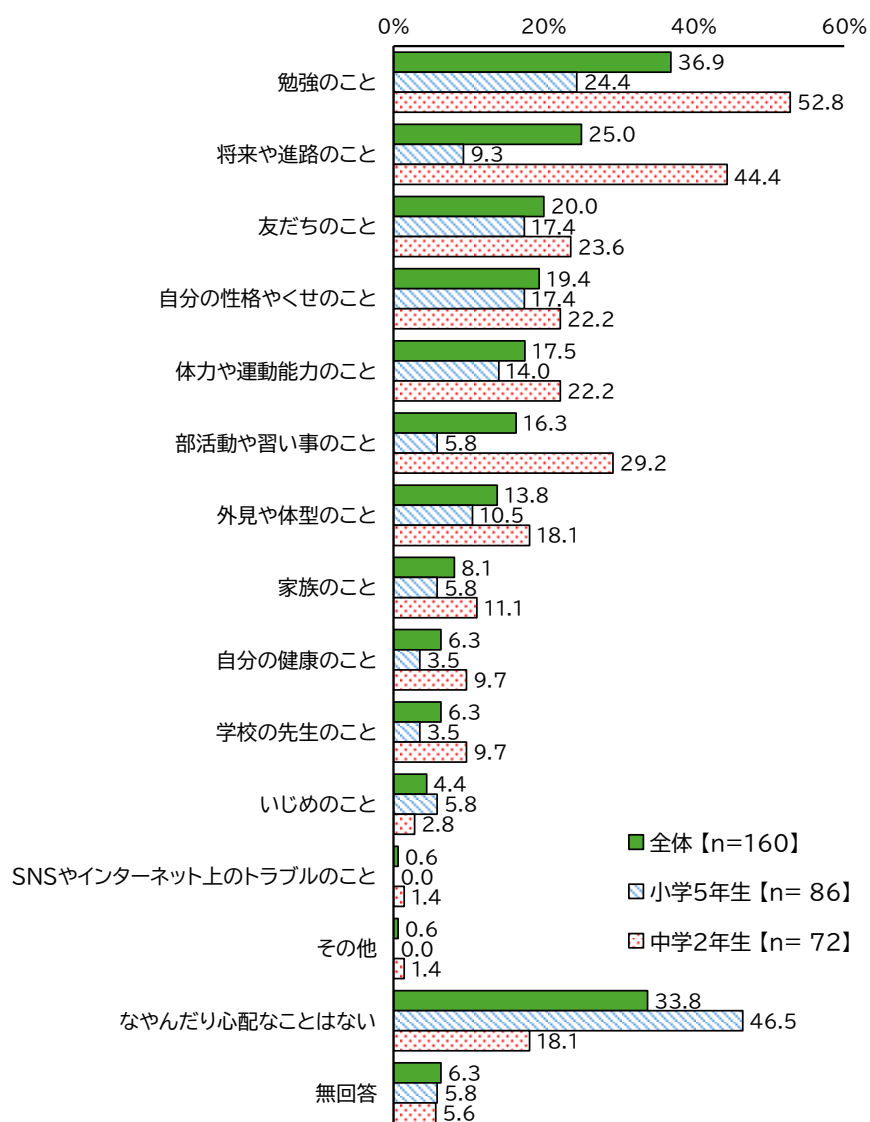


④子どもや若者の悩んでいることや心配なこと

今、悩んでいることや心配なことは、小学5年生では「なやんだり心配なことはない」が最も多く、次いで、「勉強のこと」、「友だちのこと」、「自分の性格やくせのこと」となっています。

中学2年生では「勉強のこと」が最も多く、次いで、「将来や進路のこと」、「部活動や習い事のこと」、「友だちのこと」となっています。

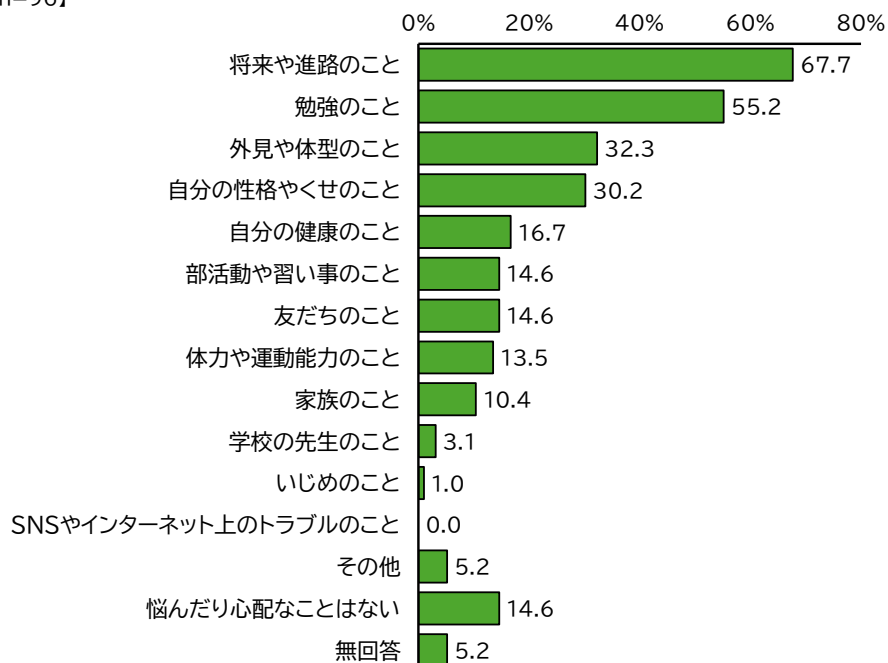
◆悩んでいることや心配なこと【小・中学生本人】



高校生本人では、「将来や進路のこと」が最も多く、次いで、「勉強のこと」、「外見や体型のこと」、「自分の性格やくせのこと」、「自分の健康のこと」となっています。

◆悩んでいることや心配なこと【高校生本人】

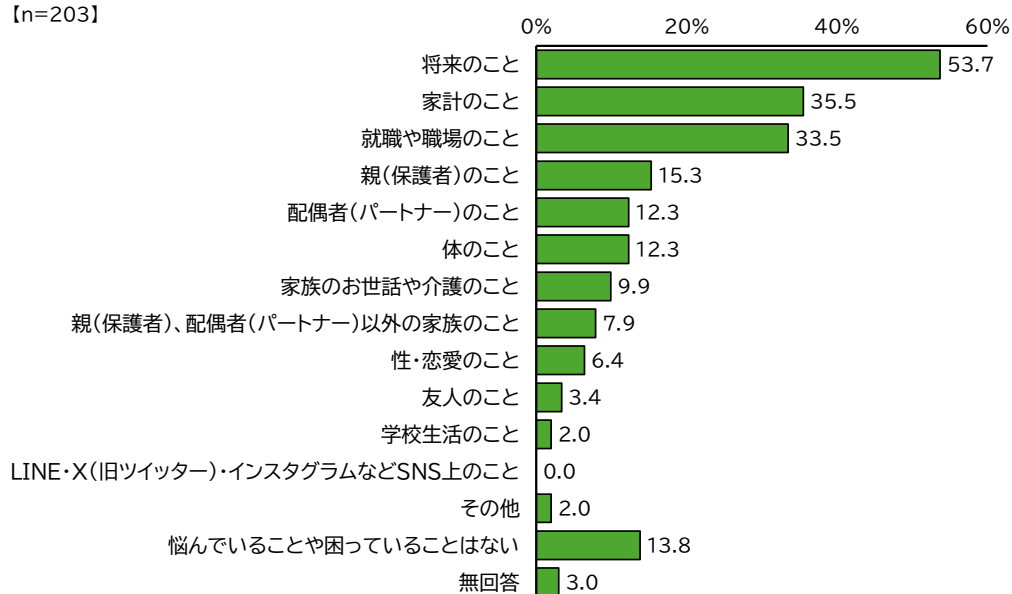
【n=96】



若者では、「将来のこと」が最も多く、次いで、「家計のこと」、「就職や職場のこと」、「親(保護者)のこと」となっています。

◆悩んでいることや心配なこと【若者】

【n=203】

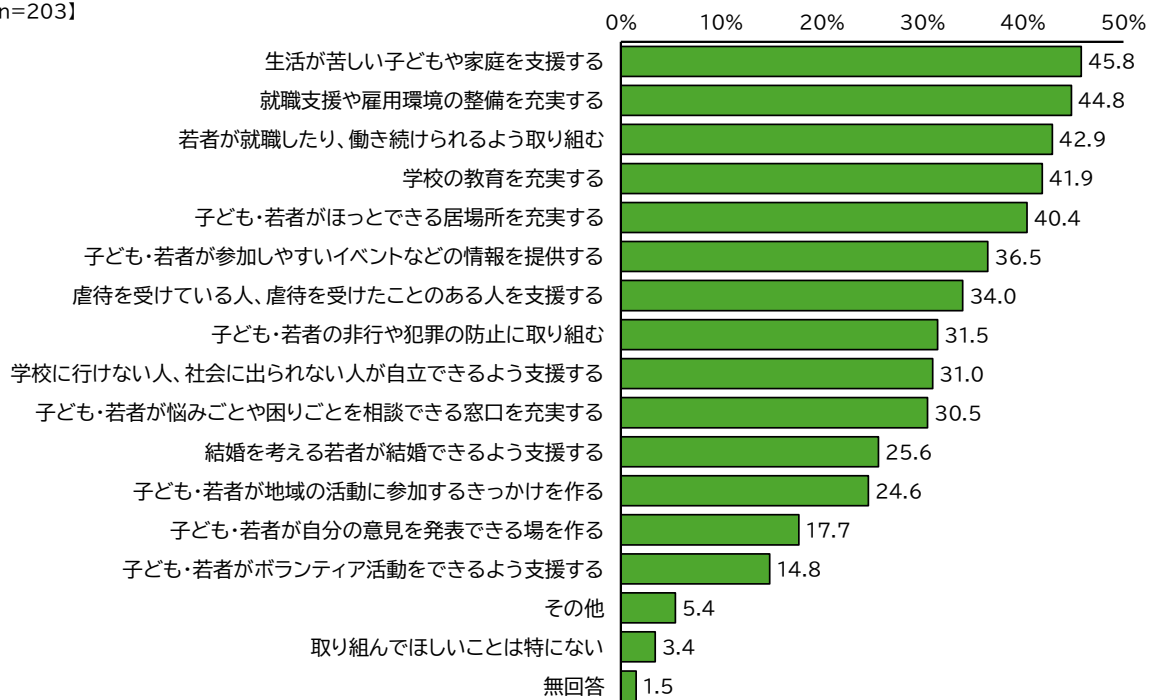


⑤子ども・若者への支援について本町に取り組んでほしいこと

子ども・若者への支援について本町に取り組んでほしいことは、「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」が最も多く、次いで、「就職支援や雇用環境の整備を充実する」、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」、「学校の教育を充実する」、「子ども・若者がほっとできる居場所を充実する」となっています。

◆子ども・若者への支援について本町に取り組んでほしいこと【若者】

【n=203】



(4)将来について

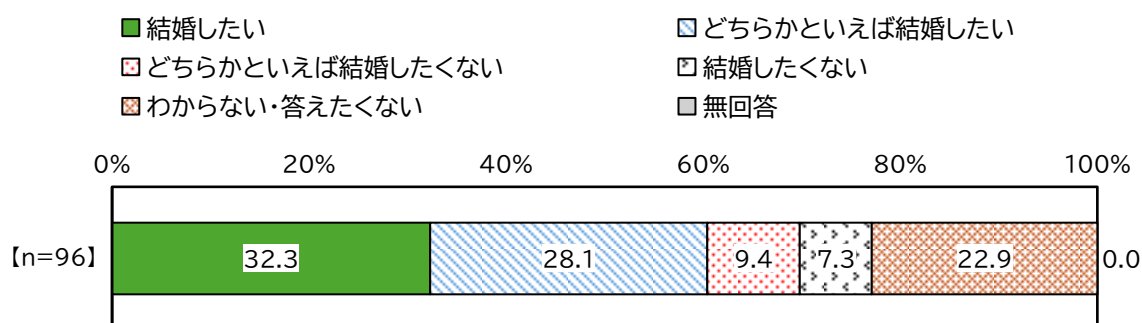
①結婚観

結婚については、高校生では、「結婚したい」が32.3%、「どちらかといえば結婚したい」が28.1%と約6割が将来、結婚したいと思っていることがわかります。

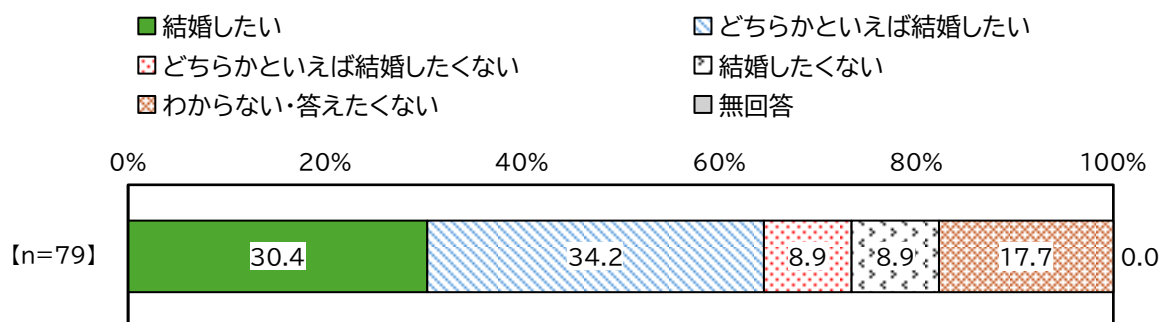
若者(未婚の方のみ)では、今後の結婚については、「どちらかといえば結婚したい」が34.2%、「結婚したい」が30.4%と結婚願望のある方は6割を超えています。

また、現在結婚していない理由は、「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、次いで、「趣味や娯楽を楽しみたい」、「結婚していない方が自由で気楽」、「まだ結婚するには若いと思う」となっています。

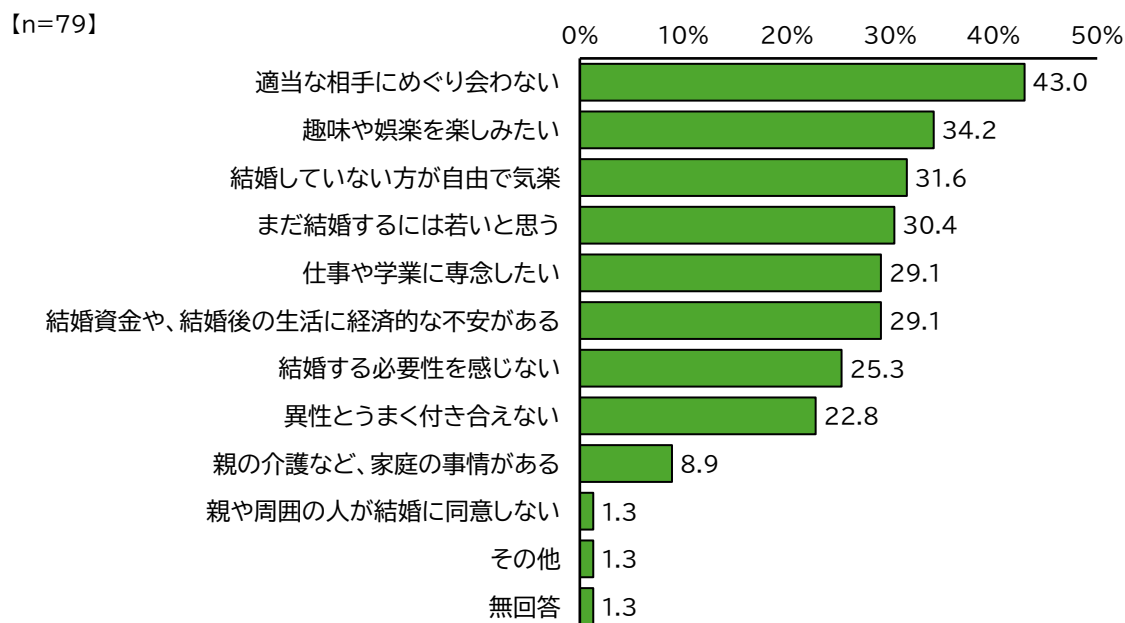
◆結婚について【高校生本人】



◆結婚について【若者】



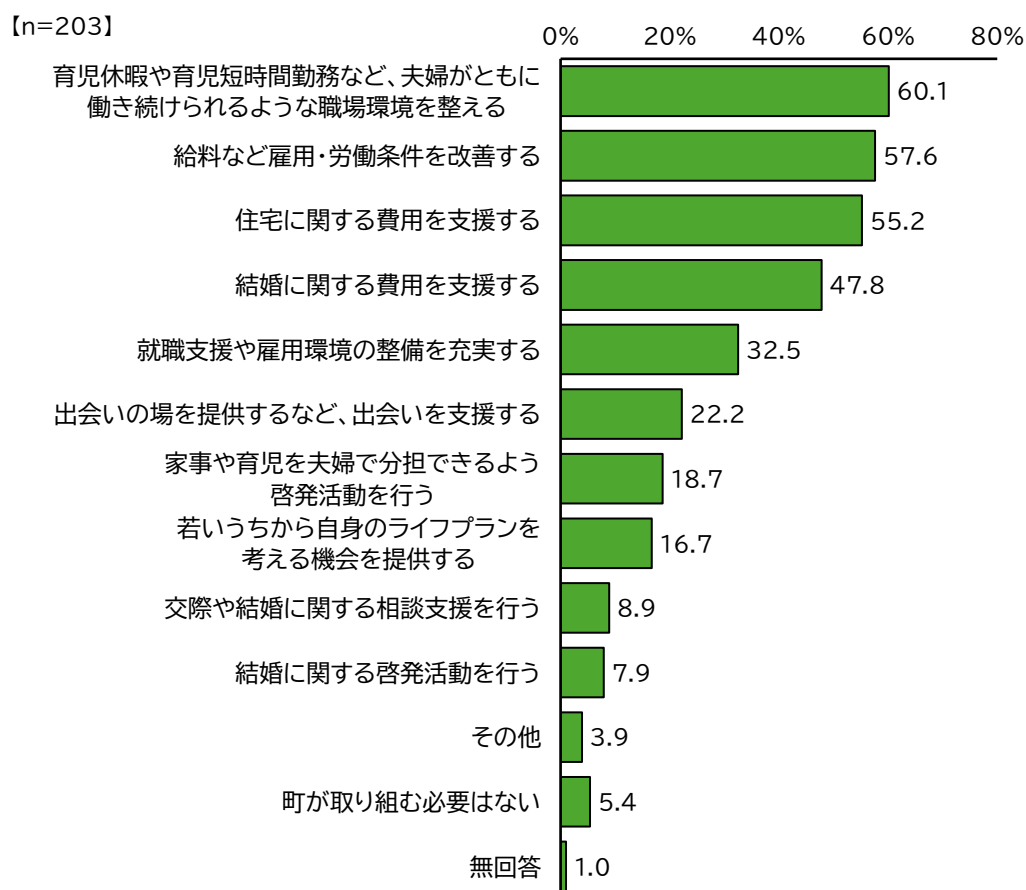
◆結婚していない理由【若者】



②結婚できる環境づくり

結婚できるような環境を整えるために本町が行うべき取組については、「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」が60.1%で最も多く、次いで、「給料など雇用・労働条件を改善する」が57.6%、「住宅に関する費用を支援する」が55.2%、「結婚に関する費用を支援する」が47.8%となっています。

◆結婚できる環境づくり【若者】



(5)子どもの生活実態調査における「生活困難」について

①生活困難層の割合

子どもの生活実態調査では、「生活困難層」等を前述した3つの定義(①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如)に基づいて分類しました。

■生活困難層(困窮層・周辺層)、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2つ以上の定義に該当
周辺層	いずれか1つの定義に該当
一般層	いずれの定義に該当しない

「低所得」や「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」のうち2つ以上に該当し、困窮層にあると思われる家庭は、小学5年生で2.0%、中学2年生は該当なし、いずれか1つに該当する周辺層の家庭は、小学5年生で5.0%、中学2年生で2.7%となっています。

困窮層と周辺層を合わせた生活困難層にあたる家庭は、小学5年生で7.0%、中学2年生で2.7%となっています。

■各層の内訳

区分	小学5年生		中学2年生	
回答者数(件)	101		74	
生活困難層	7	7.0%	2	2.7%
困窮層	2	2.0%	0	0%
周辺層	5	5.0%	2	2.7%
一般層	78	77.2%	63	85.1%
判定不可	16	15.8%	9	12.2%

区分	小学5年生		中学2年生	
	回答者数(件)	割合	回答者数(件)	割合
低所得	3	3.4%	0	0%
家計の逼迫	2	2.0%	0	0%
子どもの体験や所有物の欠如	4	4.1%	2	2.7%

②子育てに関する悩み・気になること(子どもに関すること)

子どもに関して、悩んでいる、気になること(子どもに関すること)を、生活困難層別でみると、生活困難層では、「子どもの友だちづきあいに関すること」、「食事や栄養に関すること」、「子どものしつけに関すること」が高くなっています。

◆子育てに関する悩み・気になること(子どもに関すること)【小・中学生保護者】

上段:件数 下段:%	全体 (人)	病気や発育 発達に関する こと	食事や栄養 に関するこ と	子育て支援 サービスの こと	子どものし つけに関す ること	子どもと過 ぎす時間が 十分取れな いこと	子どもの教 育・保育に 関すること
生活困難層	11 100.0	1 9.1	6 54.5	1 9.1	5 45.5	2 18.2	2 18.2
一般層	141 100.0	31 22.0	18 12.8	5 3.5	51 36.2	33 23.4	49 34.8

上段:件数 下段:%	全体 (人)	子どもの友 だちづきあ いに関する こと	子どもの登 所・登園・ 登校拒否な ど	特にな い	その他	無回答
生活困難層	11 100.0	7 63.6	1 9.1	1 9.1	1 9.1	- -
一般層	141 100.0	54 38.3	11 7.8	26 18.4	9 6.4	- -

※集計は学年未回答者2件を含めて集計。(以降、同じ)

③子育てに関する悩み・気になること(ご自身に関すること)

子どもに関して、悩んでいる、気になること(ご自身に関すること)を、生活困難層別でみると、生活困難層では、「子どもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が高くなっています。

◆子育てに関する悩み・気になること(ご自身に関すること)【小・中学生保護者】

上段:件数 下段:%	全体 (人)	子育てに関 して配偶者 (パート ナー)の協 力が少ない こと	配偶者 (パート ナー)と子 育てに関し て意見が合 わないこと	子育てが大 変なことを、身近な 人が理解し てくれない こと	ご自身の子 育てについ て、身近な 人の見る目 が気になる こと	子育てに関 して話し相 手や相談相 手がいない こと	仕事や自分 のやりたい ことなど自 分の時間が 十分取れな いこと	配偶者 (パート ナー)以外 に子育てを 手伝ってく れる人がい ないこと
生活困難層	11 100.0	2 18.2	2 18.2	2 18.2	1 9.1	1 9.1	2 18.2	1 9.1
一般層	141 100.0	26 18.4	25 17.7	3 2.1	6 4.3	3 2.1	31 22.0	13 9.2

上段:件数 下段:%	全体 (人)	子育てのス トレスなど から子ども にきつくな ってしまう こと	子育てによ る身体の疲 れが大きい こと	子どもの教 育にかかる 経済的な不 安が大きくな っているこ と	特にな い	その他	無回答
生活困難層	11 100.0	3 27.3	4 36.4	8 72.7	2 18.2	- -	- -
一般層	141 100.0	24 17.0	22 15.6	50 35.5	36 25.5	6 4.3	- -

④自分のことについて

自分のことについてどう思うかについてを、生活困難層別でみると、生活困難層ではそれぞれの項目において、『そう思わない』割合(「そう思わない」と「あまりそう思わない」)が、一般層に比べて、高い傾向がうかがえます。

◆自分にはよいところがある【小・中学生本人】

上段:件数 下段:%	全体 (人)	そう思う	まあ そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	無回答
生活困難層	11 100.0	- -	5 45.5	2 18.2	1 9.1	3 27.3
一般層	141 100.0	48 34.0	51 36.2	19 13.5	4 2.8	19 13.5

◆がんばれば、いいことがある【小・中学生本人】

上段:件数 下段:%	全体 (人)	そう思う	まあ そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	無回答
生活困難層	11 100.0	2 18.2	5 45.5	1 9.1	- -	3 27.3
一般層	141 100.0	62 44.0	47 33.3	6 4.3	7 5.0	19 13.5

◆自分には将来の夢や目標がある【小・中学生本人】

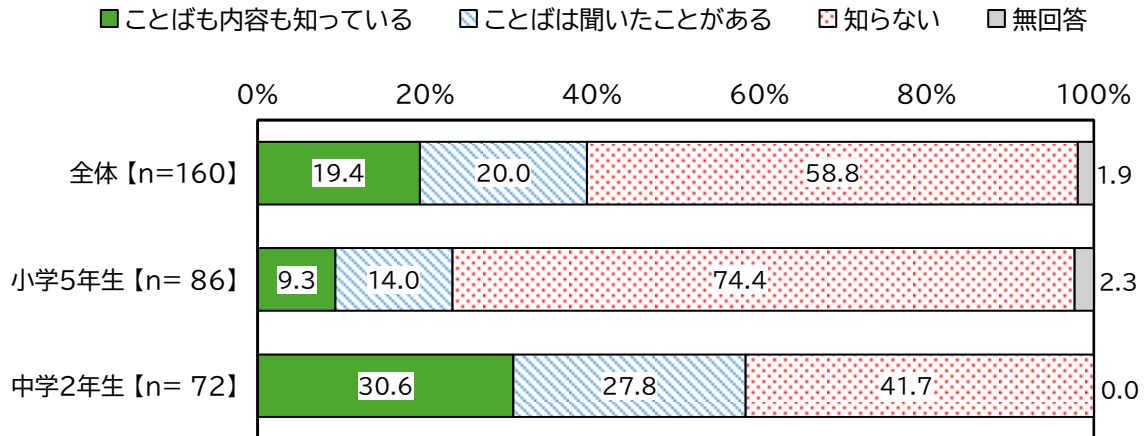
上段:件数 下段:%	全体 (人)	そう思う	まあ そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	無回答
生活困難層	11 100.0	2 18.2	3 27.3	2 18.2	1 9.1	3 27.3
一般層	141 100.0	63 44.7	34 24.1	12 8.5	13 9.2	19 13.5

(6)ヤングケアラーについて

①ヤングケアラーの認知度

「ヤングケアラー」の認知度について、「ことばも内容も知っている」と回答した割合は、小学5年生では9.3%、中学2年生では30.6%と中学2年生の方が21.3ポイント高くなっています。

◆ヤングケアラーの認知度

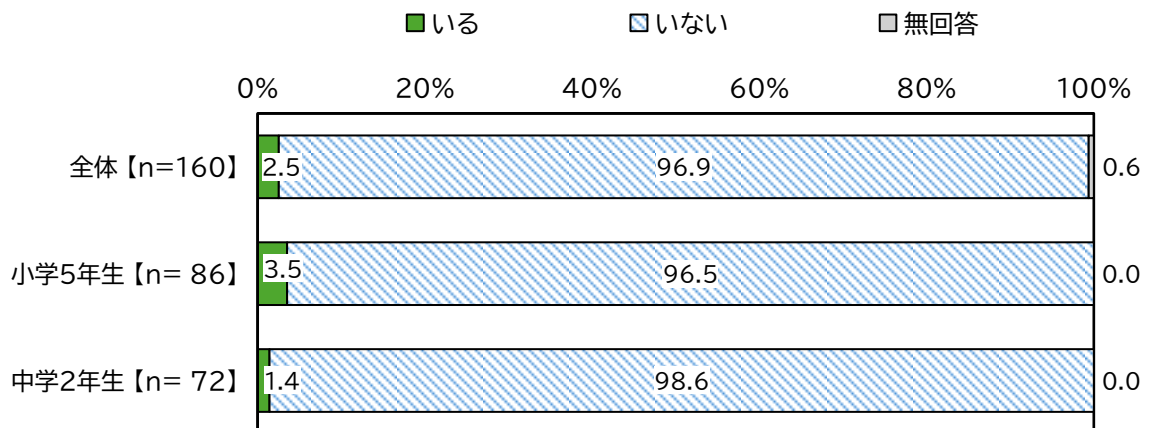


②家族の中に介護や介助などのお世話している人の有無

家族の中にお世話をしている人が「いる」と回答した割合は、小学5年生では3.5%(3人)、中学2年生では1.4%(1人)となっています。

また、お世話をしている人とその理由については、「兄弟・姉妹」では「知的に障害がある」、「心の病気、依存症以外の病気」、「祖父母」では「高齢(65歳以上)」、「認知症」となっています。

◆家族の中に介護や介助などのお世話している人の有無



6 成果指標の達成状況

第2期こども・子育て支援事業計画策定時に、計画全体の達成度を測る成果指標として次の項目を定めました。

待機児童については、保育所等の定員拡大など、子育て環境の充実に積極的に取り組んでおり、待機児童ゼロとなりました。今後も、保育ニーズへの対応など子育て支援策を推進し、待機児童ゼロの継続を目指します。

また、本町における子育て環境や支援の満足度については前回調査に比べて「満足」と回答した人の割合が多くなっています。

一方で、子育てに関して不安や負担感については、何らかの不安や負担を感じていると回答した人が前回調査に比べて多くなっています。

○計画全体の評価指標

指標項目		令和元年度	令和6年度	目標値	達成状況
1	待機児童の解消 (子ども家庭課)	31人	0人	0人	◎
		○教育・保育施設の入所待機児童を解消します。			
2	子育ての環境や 支援への満足度 (アンケート調査 結果)	就学前47.1%	47.4%	50.0%	○
		小学生42.3%	46.7%	45.0%	◎
		○本町における子育ての環境や支援に満足している(「満足」と「どちらかといえば満足」の合計)と回答した割合の増加をめざします。			
3	子育てに関する不安感や負担感の 解消(アンケート 調査結果)	就学前53.8%	58.6%	45.0%	▼
		小学生48.3%	53.3%	40.0%	▼
		○子育てに関して不安や負担と感じている(「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」の合計)と回答した割合の減少をめざします。			
達成状況 ◎:目標値を達成した ○:第2期計画より向上した(目標値に近づいている) ▼:第2期計画より向上していない(目標値から遠ざかっている)					

7 本町の現状からみた主な課題

こども・若者の環境の変化やそれに対応する国・県の動向などを踏まえて、本町における今後のこども・若者、妊産婦、子育て当事者支援に関する課題を次により整理します。

(1) 少子化の対策に向けた更なる取組の充実

本町では、増減があるものの出生数が300人前後、婚姻数が170件前後で推移しています。

ただし、本町の住民基本台帳人口移動は、近年転入超過となっており、こどもの数も増えていきます。

また、未婚率では、男女ともに年代が低いほど未婚率が高く、女性は各年代とも増加傾向となっており、未婚化・晩婚化が進行しています。アンケート調査の結果では、結婚していない方の約半数が「いずれは結婚したい」と考えているものの、出会いの機会の減少、経済的な不安などから希望がかなえられていない状況です。

少子化に歯止めをかけるためには、安心して妊娠・出産を行うことができるように身近な相談体制の充実、多様なニーズに対応した支援、誰でも分かり易い正しい知識の啓発、理想のこどもの人数を産み育てることができる精神的、経済的な支援の拡充が重要です。また、本町としては、子育て世代にとって子育てしやすい魅力ある取組も重要です。

未婚化・晩婚化の視点では、結婚に対する多様な価値観を尊重しつつも、結婚・子育てを希望する方が将来の展望を前向きに捉えることができるよう、結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援が重要です。

(2) 子育てと仕事の両立に向けた意識の醸成

本町の就業状況をみると女性の各年代で上昇傾向にあり、就業者数も増加しています。今後も働く女性の増加、それに伴い共働き世帯も増加していくものと予測されます。アンケート調査結果でも現在就労していないと回答した割合は減少しており、就学前児童保護者では7割、小学生保護者では8割の母親が就労中と回答しています。

今後は、キャリアアップを目指す女性や家事・育児に関わりたい男性など多様な家族の在り方に応じた支援やすべての子育て家庭が平常時・非常時問わずそれぞれが必要とする支援につながることで、安心してこどもを育てられる環境の整備を行政・子育てに関わる地域全体で取り組むことが重要です。

あわせて、男女にかかわらず家事・育児を協力して行うことや家庭の大切さなどの意識形成を図る啓発、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会全体での取組を啓発していく必要があります。

(3)成長段階に応じた子育て支援サービスの充実

本町の人口、児童数ともに増加しており、保育所・認定こども園の入所児童数や放課後児童クラブの利用児童数は、令和2年度と比較し増加している状況です。アンケート調査からも、現在就労していないと回答した母親の割合は、5年前より減少している結果となっており、今後も母親の就業率の上昇により、さらなる保育ニーズの増加及び多様化が見込まれます。

こどもの成長段階に応じて安定的な保育・子育て支援サービスが供給できるよう、将来的な需要量を適切に把握し、それに継続して対応できる確保体制を整備していくことが必要です。また、多様な保育ニーズに対する受け皿や、困難を抱えた家庭への寄り添った支援サービスが確保されるよう、提供体制の充実を図る必要があります。

(4)こどもの貧困解消に向けた支援の充実

アンケート調査の結果によると、困窮層と周辺層を合わせた生活困難層にあたる家庭は、小学5年生で7.0%、中学2年生で2.7%となっています。子どもに関して、悩んでいる、気になること(子どもに関すること)を、生活困難層別でみると、生活困難層では、「子どもの友だちづきあいに関すること」、「食事や栄養に関すること」、「子どものしつけに関すること」が高くなっています。こうした状況は、経済的な要因だけでなく、家庭の養育力不足や社会的孤立など複合的な要因を背景としていることが伺えます。

このような生まれ育った環境に左右されず、すべてのこども・若者が、心身の健康と多様な経験や学習の機会を確保され、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる社会を目指す必要があります。貧困及び貧困の連鎖と家庭状況による格差解消のためには、経済的支援のほか、教育の支援、生活の安定に資するための支援、就労支援など、多方面から学校、行政、地域が連携し社会全体で取り組むことが求められています。

(5)すべてのこども・若者が安心して過ごせる環境づくり

こども・若者にとって良好な成育環境を形成していくためには、その家庭の状況に応じた支援により、切れ目のないこども・若者の成長を支える環境づくりを進める必要があります。

また、すべてのこども・若者のライフステージに応じて、落ち着いて遊んだり過ごしたりするための居場所づくりや地域における子育て家庭の見守りなどにより、気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、こどもを巻き込んだ事故や犯罪を未然に防ぐ更なる取組が必要です。

(6)こども・若者の未来につながる環境づくり

アンケート調査結果において、自分のことについてどう思うかについてを、生活困難層別で見ると、生活困難層ではそれぞれの項目において、『そう思わない』割合(「そう思わない」と「あまりそう思わない」)が、一般層に比べて、高い傾向がうかがえます。

こども・若者が夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会とするためには、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むことができる環境づくりが必要です。

そのため、こども・若者の人権を尊重しつつ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めていくことが重要です。また、こども・若者、子育て当事者が、安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、「阿見町第7次総合計画」で掲げた将来都市像「みんなでつくる共生のまち」を目指したまちづくりに取り組んでおり、こども・子育て支援に関しては、保健・医療・福祉分野及び子育て支援・教育等分野において、各種サービスの充実や連携強化を図っています。

また、「第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画」においては、「いきいき子育て 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見」を基本理念に掲げ、妊娠・出産やこどもの健やかな成長を支援し、こどもたちの笑顔があふれ、こどもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てすることが出来るまちづくりを目指してきました。

こども大綱では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏まえつつ、新たな基本理念「こども・若者が未来に希望を持って健やかに育つことができるやさしいまち阿見」を掲げ、すべてのこども・若者・妊産婦・子育て当事者が誰一人取り残されことなく、地域社会全体でこどもと若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる阿見町を目指します。

【基本理念】

**こども・若者が未来に希望をもって
健やかに育つことができるやさしいまち阿見**

2 計画の基本目標

本計画はこども大綱を踏まえ、3つの基本目標を設定し、こどもや若者、妊産婦、子育て当事者のライフステージの段階に応じた支援とライフステージを通した切れ目のない支援に努めます。

基本目標1 すべての子育て家庭を支える

こどもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、こどもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援の充実を推進します。

また、親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、不安を感じることなく心配ごとを気軽に相談できる体制の充実のほか、こどもが健やかに過ごせることはもちろん、安心してこどもを預けられる保育環境の充実などにより、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

障害、疾病、虐待、生活困窮、外国籍、その他の事情により支援を必要とするこどもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行うほか、こどもと子育て当事者が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域生活の自立に向けた関係機関との体制の充実を図ります。

基本施策	
1	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実
2	地域における子育て支援サービスの充実
3	教育・保育サービスの充実
4	障害児や発達障害を抱えたこどもやその保護者に対する支援
5	ひとり親家庭への支援
6	こどもの貧困解消の推進
7	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
8	妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減

基本目標2 こども・若者の育ちを支える

こども・若者が、家庭や学校に限らず安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進するとともに、基礎学力を身に付けられる学習環境の充実、こどもの可能性を広げる様々な学びや多様な体験活動の充実、こどもを安心して預けられる放課後児童クラブの環境整備など、青少年の健全育成に資する取組を進めます。

また、すべての若者の健やかな成長を見守り、生きづらさを抱える若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための環境づくりを進めます。

基本施策	
1	豊かな心と健やかな体の育成
2	学校教育の推進
3	安心して学ぶことができる環境づくり
4	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
5	次世代を担う若者への支援
6	こども・若者の自殺対策

基本目標3 地域ぐるみで豊かな成長を支える

こどもの権利の保障や利益を実現するため、こどもの意見を尊重する取組を進めていきます。

また、子育てと仕事を両立しやすくするため、子育て当事者などへの意識啓発を図るとともに、働き方改革の推進など、企業への働きかけを行い、地域や社会全体でこどもを育てやすい環境づくりに取り組みます。

基本施策	
1	こども・若者の権利の保障、社会参画や意見表明の推進
2	多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり
3	安全・安心な生活環境づくり
4	こどもまんなかの視点のまちづくり
5	仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 すべての子育て家庭を支える

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の充実

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、産前産後、里帰り出産の支援の充実と体制強化を行います。

また、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、関係機関とも連携しながら、取組を進めます。

さらに、こどもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

事業名	事業概要	担当課等
子育て世代包括支援センター(こども家庭センター型)事業 【継続】	○妊産婦及び主に就学前までの乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行うことにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。	健康づくり課
妊産婦健康診査事業 【継続】	○妊娠中に、14回分の健康診査受診券を発行し、安全な妊娠・出産の体制を確保します。 ○出産後間もない時期における産婦健康診査2回分にかかる費用の助成を行います。母体の身体的機能の回復や精神状態等を把握し、産後うつや虐待予防等を図ります。	健康づくり課
マタニティクラス事業 【継続】	○妊娠・出産に対する不安が軽減され、安心して出産に臨めるよう適切な情報を提供します。 ○妊婦やその家族の仲間づくりの場となるよう支援します。	健康づくり課
産後ケア事業 【継続】	○産後ケアを必要とする母子に対して、宿泊や通所、訪問により、個々の状況に応じた心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てができるよう産後の生活を支援します。	健康づくり課
不育症治療費助成事業 【継続】	○少子化対策の一環として、医療保険適用外の不育症検査及び治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康づくり課
新生児聴覚検査事業 【継続】	○出産後まもない新生児に対する、聴覚検査に係る費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。 ○新生児訪問や乳児健康診査等で、新生児聴覚検査の受診状況や受診結果を把握し、支援が必要な対象者には適切に保健指導を行います。	健康づくり課

事業名	事業概要	担当課等
乳幼児健康診査事業 【継続】	○こどもの健康な発育のために、健康診査を実施します。 ○未受診者については、子ども家庭課と連携し、早期に状況把握を行うとともに受診勧奨を行います。	健康づくり課
新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業 【継続】	○新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を行い、こどもの発育状況・母体の健康状態の確認と養育の方法について助言、指導を行います。 ○特定妊婦については、妊娠中から支援を開始し、出産後なるべく早期に訪問指導を行い虐待予防に努めます。	健康づくり課
乳幼児訪問事業 【継続】	○乳幼児健康診査未受診者の健康状態、養育状況の確認を行います。また、経過観察が必要な場合や訪問希望者についても、必要に応じて助言、指導を行います。 ○乳幼児健康診査未受診者の状況確認については、子ども家庭課と連携し全数の把握に努めます。	健康づくり課
健診事後相談事業 【継続】	○健康診査等で発育・発達の遅れなどにより支援が必要な親子に対し、相談事業を実施します。 ○子ども家庭課(保育所・地域子育て支援センター等)・幼稚園等と連携し、相談事業を実施します。	健康づくり課
離乳食教室 【継続】	○離乳食について、講義・実習・試食を通して情報提供を行います。また、望ましい食習慣の習得を支援します。	健康づくり課
栄養教諭配置事業 【継続】	○栄養教諭を配置し、望ましい食習慣の形成と食の自己管理能力を育みます。 ○栄養教諭を中心に学校教育活動全体で行います。朝食摂取率100%を目指し、豊かな心を育てる給食時間の工夫を行っていきます。 ○学校農園の支援や出前授業、体験学習の充実を図ります。 ○食に関する指導目標を生かした全体計画の見直しを行っていきます。	指導室
こども健康相談 【継続】	○乳児の生活全般にわたり、養育方法の指導・相談を行い、子育て支援を行います。	健康づくり課
稲敷地域小児救急医療輪番制 【継続】	○平日夜間及び日曜日における小児の救急医療確保のため、東京医科大学茨城医療センター、龍ヶ崎済生会病院、つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院による輪番制を実施します。	健康づくり課
保育所、小・中学校への給食訪問事業(食に関する指導)【継続】	○給食センターと保育所、小・中学校等の連携を図り、児童生徒への正しい食事のあり方や望ましい食習慣についての指導を実施します。	給食センター
子育てアプリ「あみLink」の運用 【新規】	○妊産婦や乳幼児の健康管理や子育て支援に役立てていただけるよう、母子手帳アプリの運用を行います。	健康づくり課 子育て支援センター 児童館

2 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域から孤立し、悩みや不安を抱えるこどもや保護者が増加している状況にあり、妊娠・出産・子育ての包括的な支援が求められています。

このため、妊娠期から低年齢期のこどもや保護者に対する相談支援や、疾患をもつこどもや発達の気になるこどもに対する切れ目のない支援が必要であり、こどもの成長に合わせた相談支援体制の充実を図ることが課題になっています。

このような現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができ、すべてのこどもが健やかに育つことができるよう、こどもと子育て世帯の一人ひとりの状況に応じた切れ目のない寄り添った支援や情報提供を行うとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、保育所や認定こども園での一時預かり、ファミリー・サポート・センターなど、ニーズに応じたさまざまな子育て支援事業を提供します。

なお、子育て世代が気軽に集い、交流・相談できる施設として、(仮称)子育て支援総合センターを総合保健福祉会館隣接地に整備し、妊産婦や乳幼児の保護者、育児の悩みを抱えた保護者等を、こども家庭センターと連携して支援します。また、荒川本郷地区では宅地開発が進み、今後も子育て世帯の転入等が見込まれているため、子育て施設の整備を検討します。

事業名	事業概要	担当課等
ファミリー・サポート・センター事業の推進 【継続】	○子育ての援助を受けたい人で行いたい人を会員とする相互援助組織により、保育所等への送迎、一時的な預かり保育等を行うファミリー・サポート・センター事業(社会福祉協議会への委託事業)を実施します。 ○情報交換会への出席のほか、必要に応じ近隣自治体への情報収集を行うなど、事業内容について検討し、改善を図ります。	子ども家庭課
地域子育て支援センター 【継続】	○子育て等に対する相談・情報提供・交流の場の提供・育児サークル等の支援活動や、関係機関、団体等との連携を図りながら、地域の子育て家庭並びに妊産婦に対する支援活動を実施します。 ○公立1か所、私立1か所、計2か所の地域子育て支援センターで実施します。 ○地域子育て支援センターの事業の周知活動に努めます。 ○町立保育所へ子育て相談窓口を設置し、身近な子育て支援センター的役割を持たせます。	子育て支援センター
地域子育て支援センターの情報提供活動 【継続】	○地域子育て支援センターにおいて、独自に編集した「子育てハンドブック」の作成配布や広報媒体を利用した情報提供活動を実施します。 ○地域子育て支援センターによる町全体の子育て支援等に関する情報の収集、発信の一元化を図り、情報提供の充実に努めます。	子育て支援センター
子育て支援ネットワーク会議活動 【継続】	○地域子育て支援センターにおいて、町内の子育て支援に携わる機関、団体等で構成するネットワーク会議を設置し、ネットワークづくりを推進します。 ○地域子育て支援センターを子育て支援のネットワークのリーダー機関として確立し「子育て支援ネットワーク会議」の機能強化を図っていきます。	子育て支援センター

3 教育・保育サービスの充実

保育所等における待機児童ゼロに引き続き取り組むとともに、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、幼稚園、保育所、認定こども園や、地域子育て支援事業等の身近な場を通じた支援を実施します。

また、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていきます。

さらに、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進するとともに、保育人材の資質向上、人材確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

事業名	事業概要	担当課等
乳児保育事業 【継続】	○満1歳以下の児童に対する保育事業を実施します。 ・公立保育所：生後8週から受入を3か所。 ・私立保育園：生後8週からの受入を4か所、生後3か月からの受入を1か所。 ・幼保連携型認定こども園：生後8週からの受入を1か所、生後3か月からの受入を1か所。 ・家庭的保育所(1ヶ所)：生後6ヶ月～2歳 ・小規模保育事業所(3ヶ所)：生後8週からの受入を2か所、生後3か月からの受入を1か所。 ○保育の希望者の推移を注視し、保育施設の増設や定員変更を検討していきます。	子ども家庭課
一時保育事業 【継続】	○保護者のやむを得ない事由により児童の保育が困難な場合、保育所で一時的な保育(緊急一時保育サービス)を実施します。 ○冠婚葬祭等のほか、育児疲れの軽減を図るためのリフレッシュ保育の推進を図ります。	子ども家庭課
病児保育事業 【継続】	○病気やけがの回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、一時的に児童を預かり病児保育施設において保育を実施します。 ○町内病院で実施します。	子ども家庭課
病後児保育事業 【継続】	○病気やけがの回復期であり集団保育には適していない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、一時的に児童を預かり、病後児保育室において保育を実施します。 ○私立保育園3か所において実施します。	子ども家庭課
体調不良児保育事業 【継続】	○保育所に通所している児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。 ○私立保育園1か所において実施します。	子ども家庭課

事業名	事業概要	担当課等
子育て短期支援事業(ショートステイ事業) 【継続】	○保護者の病気、育児疲れ、家事都合等で、児童の養育が一時的に困難になったときに、短期間、児童養護施設等において預かりをします。 ○事業の周知活動を推進、及び近隣市町村の児童福祉施設等への委託を検討し、ニーズに対応していきます。	子ども家庭課
民間事業者等の多様な主体が、本制度に参入することを促進するための事業 【継続】	○民間事業者の参入の促進に関する調査研究や設置・運営を促進するための事業です。 ○新規参入が見込まれる場合には、事業の導入について検討します。	子ども家庭課
保育所入所待機児童の解消 【継続】	○荒川本郷地区の宅地開発等に伴う保育ニーズの増加により潜在的待機児童が増加していることを勘案し、民間による保育所の開設を推進します。 ○本計画において、現状を注視し、必要に応じて修正等を行い、適正な施設整備に努めます。 ○処遇改善や人員確保のため、町内私立保育所等に勤務する保育士等で、主に乳幼児の保育に携わる方を対象に助成を行います。	子ども家庭課
保育所の役割・機能強化活動 【継続】	○公立保育所において、入所児童とその保護者、並びに身近な地域の子育て家庭に対する、相談・支援を実施します。 ○身近な子育て支援センター的役割をもたせていきます。	子ども家庭課
教育・保育施設の利用者負担額の軽減 【継続】	○教育・保育施設の利用者負担額を国の基準より軽減して設定します。	子ども家庭課

※潜在的待機児童：①求職活動休止、②自治体補助サービス利用、③特定施設のみ希望、④育児休業中等の理由により、入所を希望しているのに待機児童として数値に現れない児童のこと。

4 障害児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援

発達の遅れや障害のある子どもへの支援については、「阿見町第5次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、各種の施策や福祉サービスを実施しています。

児童発達支援センターの設置や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

さらに、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていきます。

特別支援教育は、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めるとともに、障害のある子ども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

これらの際、子どもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援も進めます。

事業名	事業概要	担当課等
障害児保育事業 【継続】	○保育所で、障害がある児童や集団保育において配慮が必要な児童等の受け入れを実施します。	子ども家庭課
障害児療育事業 【継続】	○就学前の障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など、保護者への相談支援等も行います。 ○県立医療大学との連携により障害児に適切なサービスを提供するとともに保護者への助言等を行っていきます。	社会福祉課
福祉サービス 給付事業 【継続】	○児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援事業などの福祉サービスを提供します。 ○障害者(児)で福祉サービスを利用しているすべての対象者にサービス等利用計画を作成し、障害者等のニーズに合ったサービスを支給するとともに、地域社会で生活できる居場所の確保に努めます。	社会福祉課
重度心身障害者 医療福祉費助成 事業 【継続】	○身体障害手帳の1・2級の交付を受けている方、療育手帳の判定A以上の交付を受けている方、障害基礎年金1級に該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方等で所得が基準以下の方に対し、医療費の一部を助成します。 ○見やすく、わかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や窓口での案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。	国保年金課

事業名	事業概要	担当課等
特別支援教育 支援員配置事業 【継続】	○各学校において、学校での生活について支援が必要な児童生徒に対して支援を行います。 ○担任が授業を行う際に、生活補助が必要な児童生徒に寄り添い、支援を行います。 ○学校生活の支援をしなければならない児童生徒が増える傾向にあるため、支援員の増員を引き続き要望していきます。 ○今後も各校を訪問して、支援員と面談したり活動日記を確認したりすることで、支援が必要な児童生徒に十分な支援ができているか確認、指導していきます。	指導室
特別支援学校との交流事業 【継続】	○美浦特別支援学校やつくば特別支援学校、霞ヶ浦聾学校と、町の小中学校と行事などを通して交流をもち、友好を図ります。 ○学校間交流の回数を増やし、継続していきます。 ○交流内容を充実させ、特別支援教育の推進を図ります。	指導室
教育支援委員会 【継続】	○小学校に入学する幼児、阿見町の小中学校に通う児童生徒に対して、適切な教育が行われるよう、有識者を交えて判断する会議を開きます。 ○実態をより正確に把握し、委員会の充実に努めます。 ○保育所・幼稚園への訪問回数を増やし、連携を図ります。	指導室
広報啓発・活動 【継続】	○福祉サービス、手当などに関する周知活動を実施します。 ○障害の理解などについて啓発活動を実施します。 ○ホームページや広報あみによる周知活動を継続するとともに、障害者世帯に福祉サービス・手当等に関するリーフレット等を配布します。 ○障害者週間に関する活動の充実、広報あみを利用した啓発活動、作品発表の場を作るなど啓発活動を行います。	社会福祉課

5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むとともに、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

また、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。

さらに、当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

事業名	事業概要	担当課等
ひとり親家庭医療福祉費助成事業 【継続】	○18歳未満の子、20歳未満の障害児または高校在学者を監護している配偶者のいない方と子などで所得が基準以下の方に対して、医療費の一部を助成します。 ○見やすくわかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や、窓口での案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。	国保年金課
ひとり親家庭への支援情報の提供活動 【継続】	○母子、寡婦、父子家庭等への各種支援事業について、パンフレット、広報媒体を利用して周知します。 ○周知方法を検討し積極的な情報提供をしていきます。	子ども家庭課

6 こどもの貧困解消の推進

すべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できる環境づくりを目指します。

貧困の状態にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援や教育相談体制の充実により、苦しい状況にあるこども・若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

また、さまざまな制度により保護者の生活の安定を支援するほか、学童期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図り、こども・若者が安心して多様な体験ができる機会や学習する機会の提供に努めます

事業名	事業概要	担当課等
子どもの教育・学習支援 【継続】	○家庭環境や経済状況に左右されることなく、こどもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。 ○こどもの教育の機会均等を図るため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置づけ、地域、教育委員会、福祉関連部署と連携し、困難を抱えたこどもを支援します。	子ども家庭課 社会福祉課 学校教育課
保護者と子どもの健康と生活支援 【継続】	○保護者が心身ともに健康に過ごせるよう支援するとともに、家庭訪問や健診等の機会を通じて、支援が必要な保護者やこどもの早期発見に努め、支援につなげます。 ○子育てをする保護者が孤立しないよう、こどもの年齢に応じて、安心して過ごし相談できる居場所づくりを推進するとともに、支援が必要な保護者やこどもの発見に努め、支援につなげます。保護者の子育てを支援するとともに、養育に支援が必要な家庭の発見及び情報共有を図り、必要な支援を行います。	子ども家庭課 健康づくり課
保護者の就労支援 【継続】	○生活困窮世帯の就労による自立を図るため、保護者の求職活動を支援します。 ○保護者が安心して仕事を継続できるよう、保育環境の整備を図ります。	子ども家庭課 社会福祉課
経済的支援 【継続】	○家庭の生活状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図ります。 ○生活困窮の子育て世帯が安心して生活できるよう、生活の安定や自立を支援します。	子ども家庭課 社会福祉課

7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景があっても許されるものではありません。どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないよう、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。

事業名	事業概要	担当課等
要保護児童対策事業(児童虐待対策事業) 【継続】	○関係機関、団体等の代表者で構成する要保護児童対策地域協議会、及びケース検討会議を活用し、連携を図りながら必要に応じて保護や指導支援を実施します。 ○要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関との情報を共有し、適切な連携体制を図っていきます。 ○児童虐待や育児放棄などの身近な相談窓口となる役場内担当部署の体制強化を図っていきます。 ○保護者が経済的理由や精神不安などにより養育困難になる相談が多いので、医療機関との連携、自立支援に向けての福祉サービス等、保護者への支援を行います。	子ども家庭課
こども家庭センターの開設 【新規】	○子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを開設します。令和7年度からの事業開始を予定しています。	子ども家庭課

(2) 社会的養護等を必要とするこども・若者に対する支援

里親・ファミリーホーム・児童養護施設等の社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図るとともに、児童相談所との連携によるケースマネジメントを推進します。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対しては、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援します。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している18歳未満のこども・若者についても支援の対象とします。

また、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで個人の権利に重大な侵害を生じるおそれがあります。関係機関が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげるよう努めます。

8 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や医療費の負担軽減、高等教育機関への修学支援など、妊娠期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。

事業名	事業概要	担当課等
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 【継続】	○経済的な理由により、小学校または中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、医療費等必要な援助をします。 ○申請に基づく制度のため、申請漏れ等が無いよう制度の周知を図り、援助を必要としている保護者を支援します。	学校教育課
新入生入学祝い品事業 【継続】	○小学校新入学生にランドセル、中学校新入学生に学校用衣料品等の購入補助券を入学祝い品として贈呈します。	学校教育課
養育医療給付事業 【継続】	○1歳未満の入院治療を必要とする未熟児に対して、その治療に要する医療費を公費により負担します。	健康づくり課
妊産婦医療福祉費助成事業 【継続】	○妊娠の届出月から出産月の翌月までの期間、所得が基準以下の妊産婦に対し、医療費の一部を助成します。 ○見やすく、わかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や窓口での案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。	国保年金課
小児医療福祉費助成事業 【継続】	○0歳から18歳までの子に対し、医療費の一部を助成します。 ○見やすく、わかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や窓口での案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。	国保年金課
妊産婦タクシー利用費助成事業 【新規】	○交通手段のない妊産婦や急な陣痛時に家族の協力が難しい妊婦世帯にも安心して出産を迎えていただけるよう、妊産婦健診や出産時のタクシー利用に係る費用を助成します。	健康づくり課
妊婦のための支援給付 【新規】	○妊婦のための支援給付を実施します。また、併せて妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	健康づくり課
第3子以降出産祝金 【新規】	○令和4年4月1日以降に出生した第3子以降の新生児をもつ世帯に、出産祝金を支給します。	子ども家庭課

基本目標2 こども・若者の育ちを支える

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 豊かな心と健やかな体の育成

家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながらこどもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。

こどもたちの「豊かな心」を育むべく学校と家庭が連携しながら「心の教育」を実施するとともに、社会のしくみを理解し地域社会に関心を持ってもらうよう取り組みます。

また、こどもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育やスポーツ健康教育、指導者の育成によるスポーツ指導の充実などを推進し、健やかな体の育成に努めます。

事業名	事業概要	担当課等
ボランティア体験推進事業 【継続】	○よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成及び道徳的実践力を育成します。 ○小中学校が連携して、地区別に夏休みにゴミ拾いや、朝のあいさつ運動を行います。 ○発達段階に応じた内容を工夫していきます。	指導室
職場体験推進事業 【継続】	○夏休みに、各中学校の2年生が、2～5日間自分の希望する職場で働き、キャリア教育の推進を図っています。 ○保護者や地域と連携した、キャリア教育体制の確立を図ります。	指導室
保幼小接続カリキュラム 【新規】	○保幼小接続カリキュラムを活用した研修を開催していきます。	指導室
家庭教育学級事業 【継続】	○小・中学校において新入生を持つ保護者を対象に、子育てや家庭教育に関する専門家等の意見を聞いたり、保護者同士の情報交換の機会を設け、家庭や学校、地域のネットワークづくりと家庭教育力の向上を図ります。 ○すべての保護者を対象とした事業の推進、参加者の拡大を図っていきます。 ○家庭教育力の底上げを図るため、保護者のニーズを取り入れた効果的な事業の推進を図ります。	生涯学習課
家庭教育啓発事業 【継続】	○家庭教育に関するチラシ等の配布 こどもにとって、すべての教育の原点となるのが家庭教育であることから、親は、こどもを育てるための意義や責任を理解し、必要な知識を得られる機会を充実させることが重要なことに鑑み、こどもの年齢に分けて家庭教育に関するチラシ等を配布しています。	生涯学習課

事業名	事業概要	担当課等
家庭教育講演会 開催事業 【継続】	○家庭教育講演会の実施 幼児・児童生徒のこどもの悩みや親としての接し方、心構え等への基本理解を深め、子育て中の保護者等の悩みを軽減させることを目的に、講演会やワークショップを開催します。	生涯学習課
マナーキッズ体幹 遊び教室事業 【継続】	○こどもの体力低下・運動能力の低下に歯止めをかける＜体育＞、社会の基本的マナーとスポーツマンシップを習得させる＜徳育＞、運動で知性を育む＜知育＞を考慮したプログラムにより、スポーツ・文化活動を通じ、＜体・徳・知＞バランスのよいこどもを育成します。	生涯学習課
ブックスタート事業 【継続】	○乳幼児のころから本に触れる機会を作ることで、本に親しむきっかけとなるよう、1歳6か月児健診時にブックスタートバックの手渡しと絵本の読み聞かせを行います。	図書館

2 学校教育の推進

こどもの自主性や豊かな心の育成、心身の健やかな成長は、こどもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。次代を担うこどもたちが「生きる力」を身につけるため、学校等における教育環境の整備を推進します。

事業名	事業概要	担当課等
教育推進委員会 設置事業 【継続】	○校長、教頭の代表と各学校の研究主任により、町の教育についての教育の推進を行います。 ○中学校区ごとに学習の決まりやルールについて共通理解を行い、冊子にまとめることで、小中学校の連携を図りました。 ○生活の決まりについても共通理解し、冊子にまとめていきます。	指導室
学力向上研修会 設置事業 【継続】	○県の委託事業の一環で学力向上を目的とし、町独自の研修会を開いて授業力の向上を図っています。 ○実態を把握し、改善しながら継続的に取り組んでいきます。	指導室
教科指導員設置 事業 【継続】	○町内の教員の中から教科領域の専門性に優れた教員に委嘱し、町の教育の推進を行います。 ○効果的な指導ができるように、助言していきます。	指導室
TT(チームティー チング)配置事業 【継続】	○複式学級における学習指導上のデメリットを解消するため、TT(チームティーチング)講師を配置してきめ細やかな指導を行います。 ○今後も効果的な活用が図られるように指導していきます。	指導室
みんなにすすめた い一冊の本推進 事業 【継続】	○県の事業を受け、小学校4年生から中学生まで継続して読書活動を一層活性化し、国語力を向上させ心の教育の充実を図ります。 ○小学校では1年間に50冊以上、中学校では、1年間で30冊以上を目指し取り組んでいます。	指導室
いばらき教育の 日推進事業 【継続】	○県の事業を受け、11月に「町教育の日」と位置付け、町独自の取り組みを行っています。具体的には、各学校のアイディアで学校を公開し、学校の理解を深めてもらいます。 ○各学校で、講演会や3世代が集まる催し物、授業公開を行います。 ○保護者や地域住民が学校への理解が深まるように、工夫を考えていきます。	指導室
学校評議員制度 の推進 【継続】	○学校経営についての貴重な意見をもらうことができているので、学校関係者評価の1つになっています。 ○学校の様子を見てもらうために、評議員会議だけでなく授業参観日や行事などへも参加いただき、開かれた学校づくりに努めます。	指導室

3 安心して学ぶことができる環境づくり

(1)いじめ防止

スクールロイヤーなどの専門家と連携し、いじめや不登校への対応を強化するとともに、適応指導教室などの不登校のこどもへの支援体制を推進します。

さらに、すべてのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

加えて、いじめの実態や背景の把握、解決に向けた対応にあたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。

事業名	事業概要	担当課等
スクールカウンセラー配置事業 【継続】	○児童生徒や保護者や教員の悩み事等についての相談を実施します。現在、全中学校にカウンセラーを配置しています。 ○悩みを持つ児童生徒に対して、カウンセリングを行い、不登校や悩みを解消し、楽しい学校生活が送れるように支援をしています。 ○カウンセリングを通して、不安を解消し、不登校児童生徒を少なくしていきます。	指導室

(2)不登校のこどもへの支援

すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。

また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

さらに、不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行います。

事業名	事業概要	担当課等
教育相談センター運営事業 【継続】	○不登校に陥っている児童生徒に適応指導の場を設け、集団活動を通して、自立心や適応力を養い、学校生活への復帰援助とともに一人で生きていける力を養います。 ○不登校児童生徒の増加傾向が見られるため、継続して実施するとともに相談体制の強化を図ります。 ○各学校で早期発見、早期対応ができるように、教育相談センターとの連携に努めていきます。	指導室

4 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

また、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課等
雇用促進事業【新規】	○ハローワーク等と連携して、町内での就労を希望する若者に対し、就労を支援する取り組みを行います。	商工観光課

5 次世代を担う若者への支援

ライフスタイルや価値観は多様であり、家族の在り方や家族を取り巻く環境もまた多様です。若者一人ひとりの決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、無用なプレッシャーを与えたりすることは、決してあってはなりません。その上で、若者が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、その希望がかなえられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

また、将来を選択する上で多様な視点が持てるよう、意欲のある若者に対し支援を進めます。

事業名	事業概要	担当課等
いばらき出会いサポートセンター事業の支援【継続】	○茨城県の公的な結婚支援サービスである「いばらき出会いサポートセンター」事業の周知を行います。 ○「いばらき出会いサポートセンター」への入会者に対し、入会登録料を助成します。	秘書広聴課
結婚新生活支援事業【継続】	○若者の結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯を対象に新生活のスタートアップにかかる費用を支援します。	秘書広聴課
婚活力向上支援業務【継続】	○NPO法人マリッジクラブと連携し、相談窓口の開設や、婚活イベントの開催などを通して結婚を希望する人への支援を行います。	秘書広聴課
人材育成海外留学補助金・人材育成海外留学奨学補助【継続】	○修学の意欲及び明確な目的意識をもって海外への留学を希望する、町内に定住している若者に対し、留学支援金として費用の一部を助成します。	生涯学習課

6 こども・若者の自殺対策

本町では、「阿見町自殺対策計画」において、「誰も自殺に追い込まれることのない阿見町」の実現を目指して、予防と発見、そして地域の関連機関とのつながりを強化するため、相談体制の充実やこころの健康づくりに関する情報提供、ゲートキーパーの養成、関係機関との連携などに取り組んでいます。

今後も、自殺に追い込まれないよう、抱えた悩みや問題が深刻化する前に必要な支援につなげる取り組みが求められます。また、妊娠・出産・育児に関与した自殺もあり、子育て世代の若年層への支援も必要です。

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援としてこども・若者への自殺対策を推進します。

事業名	事業概要	担当課等
学校教育指導方針説明会事業 【継続】	○町の教育方針を説明し、いじめ防止と早期発見・対応・再発防止のため、各校のいじめ防止基本方針の点検や方針に沿った支援を行います。	指導室
SOSの出し方に関する授業等の実施(国・県事業の指導事務事業) 【継続】	○児童生徒が困難を感じた時に信頼できる大人にSOSの声を上げることができるよう、学校と連携し授業等を行います。	指導室
自殺対策ネットワーク構築事業 【新規】	○自殺対策に関係する機関等によるネットワーク体制を構築し、自殺予防策を効果的に実施し自殺対策を推進していきます。	全庁
自殺防止対策連携会議の設置 【新規】	○町、教育、警察、自治会、団体及び医療関係等の自殺対策関係機関代表者による自殺防止対策連携会議において、情報や対策等を共有し自殺対策を進めていきます。	社会福祉課

基本目標3 地域ぐるみで豊かな成長を支える

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 こども・若者の権利の保障、社会参画や意見表明の推進

こども基本法やこどもの権利条約についての普及啓発に取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

また、こどもの教育、養育の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、こども・若者に関わり得るすべてのおとなを対象に、人権啓発活動を推進します。

事業名	事業概要	担当課等
人権教育推進事業 【継続】	○人権教育を学校教育の基盤に置き、人権尊重、男女共同参画の精神を養います。小学校においては、道徳を中心に、思いやりの心や一人ひとりを大切にする心や協力することの大切さを学んでいます。中学校においては、歴史の中で、不平等であった時代や差別のあった時代を学び、その時代の中で、懸命に生きている人の姿を学んでいます。そのほか、各教科、領域において人権尊重、男女共同参画の精神に配慮した取り組みを行います。 ○豊かな人格形成の場として、各学校の特色や実態及び課題に即した人権教育の推進に努めます。	指導室

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

(1)放課後児童対策の推進

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、国の「放課後児童対策パッケージ」、「こども未来戦略」等の方針を勘案し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な取組の方向性を示します。

事業名	事業概要	担当課等
放課後児童対策事業 【継続】	○総合的な放課後児童対策として、教育部局と保健福祉部局と各学校が連携して、放課後等の安全・安心なこどもの居場所づくりと就労家庭の子育て支援を推進します。 ○教育部局と保健福祉部局が連携を図りながら事業の検証と推進方策を検討していきます。	生涯学習課
■実施に向けた取り組み ・現在本町では、放課後児童クラブ、放課後子ども教室とも、すべての学校で実施しています。 ・放課後児童クラブ支援員と放課後子ども教室教育活動推進員の連携により、放課後子ども教室終了後に児童が安全に移動できるようにします。 ・教育部局と保健福祉部局が連携して各学校と協議することにより、「放課後児童対策パッケージ」の必要性、意義等について説明を行い、連携方策について理解を促します。 ・余裕教室などの活用状況等について、定期的に、教育部局と各学校が協議を行います。 ・今後の学校統廃合に伴う、放課後児童対策パッケージの実施場所について教育部局、保健福祉部局、各学校が協議を行います。 ・特別な配慮を必要とする児童への対応については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における施設設備等の対応とともに支援員等のスタッフの資質向上を図ります。また、当該児童が利用しやすいようプログラムの内容の検討や安全面への配慮を行い、安心して過ごすことができるよう努めていきます。		
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業） 【継続】	○小学校に就学している児童でその保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に学校施設や専用施設を活用し、適切な遊び及び生活の場を提供しています。 ○放課後児童クラブは、小学校区単位で実施しています。 ○放課後児童対策パッケージ事業の一環として放課後児童クラブを実施しています。	生涯学習課
放課後子ども教室事業 【継続】	○放課後子ども教室を平成22年度から実施しています。平日の週1日、体育館や校庭等の学校施設を利用して、授業終了後に、自由遊びやスポーツ、学習、創作体験活動等を実施しています。 ○児童・保護者・地域の住民に対してホームページや広報誌等で事業の周知、PRに努めます。また、事業内容を充実させるため、教育活動推進員の確保に努めます。	生涯学習課

(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

年齢や発達に応じて遊び・体験の機会・場の創出や、こどもの読書活動についての取り組みを推進するとともに、こどもの基本的な生活習慣について普及啓発を行います。

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」や、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

また、こども・若者が異文化や多様な価値観を理解し、外国語によるコミュニケーション能力を育成する機会を創出します。

事業名	事業概要	担当課等
児童館事業 【継続】	○地域の中でこども達が、自由に入出入りできる「安全な居場所」として広く開放し、こどもたちの自発的な活動を尊重しながら、健全な遊びの提供や遊びのきっかけづくりの援助、また、親子への子育て支援や母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図ります。	児童館
少年少女チャレンジ教室 【継続】	○学校(小学校)外活動をとおして、隠れた自分を見つけるとともに、友達づくりや思いやりの心を育みます。 ○各公民館及び各ふれあいセンターで事業内容を検討し、こどもたちがより興味を示すような事業を実施します。	中央公民館
子ども会育成事業 【継続】	○球技大会、体験活動、バドミントン大会等を計画し、地域の融和と連帯感を育み、心身ともにたくましいこどもを育成する活動を行います。 ○年々少子化傾向により、参加人数が減少していますが、事業計画に基づき継続的に実施をします。	生涯学習課
保育所地域活動事業 【継続】	○保育所児童と地域の高齢者や小学生などが行事等を通じて交流を図ります。 ○引き続き、地域の高齢者、小学校などと連携して継続していきます。	保育所
地域子ども食堂事業 【継続】	○子ども食堂を運営する団体に奨励金を交付し、子どもを取り巻く地域環境の整備を促進します。	社会福祉課
多文化理解の推進と国際交流の推進 【継続】	○語学講座の開催や、多文化の相互理解を図る教育により、多文化理解を進めます。また、交流活動の充実を図ります。	町民活動課 指導室
子ども読書活動の推進 【継続】	○こどもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を家庭、地域、学校、公共施設等、社会全体で支援する仕組みを総合的・計画的に推進します。	図書館

3 安全・安心な生活環境づくり

こどもの生命と安全を守るため、交通安全・防犯対策、有害環境対策、製品事故防止、防災対策等を進めます。

また、こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

事業名	事業概要	担当課等
通学路等安全対策事業 【継続】	○通学路交通安全プログラム事業として、通学路、散歩経路について関係各課、関係機関、学校等により合同点検を実施しています。	学校教育課 子ども家庭課 道路課 生活環境課 都市整備課
小中学校交通事故防止事業 【継続】	○児童生徒が安心して学校へ通学できるよう通学路の安全を確保するとともに、小学生には反射シール、中学生には反射たすきを配布し、交通事故防止を図ります。 ○団体・企業の寄付により、児童用帽子と防犯ブザーを配布しています。	学校教育課
交通安全教室事業 【継続】	○小中学校、保育所、幼稚園等において、横断歩道の渡り方や自転車の正しい乗り方などを指導しています。	生活環境課 学校教育課
街頭キャンペーン事業 【継続】	○交通安全運動期間に合わせて、主要交差点等においてチラシや啓発品を配布し、交通安全への呼びかけを行っています。 ○交通安全運動期間に合わせて、歩道橋に町独自の宣言である「飲酒運転根絶のまち」の横断幕を掲出しています。	生活環境課
夜間立哨事業 【継続】	○主に主要交差点において夜間立哨を実施し、ドライバーに安全運転への意識づけを図っています。 ○交通安全運動期間に合わせて実施するほか、交通事故が多い場合は、日中に実施することもあります。	生活環境課
情報提供事業 【継続】	○広報紙、あみメール、ホームページ等の広報媒体を利用して、交通安全の意識啓発を行います。	生活環境課
自転車通学用ヘルメット支給事業 【継続】	○自転車通学時のヘルメットの着用を義務付けているため、自転車通学生徒にヘルメットを支給します。	学校教育課
防犯教室事業 【継続】	○小学校、保育所、児童クラブ等において、講話やビデオ等により犯罪被害に遭わないように指導しています。	生活環境課
青色防犯パトロール車事業 【継続】	○主に小中学校の下校時間に合わせて、防犯連絡員や地域防犯活動組織により巡回を行っています。	生活環境課

事業名	事業概要	担当課等
こども110番の家推進事業 【継続】	○児童生徒の登下校などの安全確保のため店やボランティアの民家に依頼し、不審者に会ったときなど駆け込める場所づくりをします。 ○家庭、事業所に協力を促し、各中学校区で同じ数だけ確保できるように努めていきます。	指導室
街頭防犯カメラ事業 【新規】	○犯罪や交通ルール違反の抑止と事件・事故の解決支援のために、主要交差点を中心に防犯カメラを設置しています。	生活環境課
携帯電話の使い方指導等 【継続】	○通信事業者やメディア教育指導員の指導のもとに携帯電話の使い方などの学習をします。 ○発達段階や時代の流れに応じた指導の工夫に努めます。	指導室
薬物乱用防止教室推進事業 【継続】	○各学校において、喫煙やシンナー吸引、薬物依存の恐ろしさについて、薬物乱用防止指導員からの講話等を実施します。 ○喫煙や薬物の恐ろしさについての講話等を実施し、思春期の心と体づくりを支援します。	指導室

4 こどもまんなかの視点のまちづくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を進めます。

事業名	事業概要	担当課等
都市計画道路整備事業 【継続】	○都市計画道路の整備をします。 ○急速に市街化が進む荒川本郷地区は、幹線道路が少なく生活道路に車両が流入し、歩行者の安全が確保されていないため、児童の通学路の確保及び歩行者が安全で安心して移動することができるように、歩道を併設した都市計画道路を整備します。	都市整備課
住区基幹公園整備事業 【継続】	○近隣・街区公園の整備を実施します。 ○市街化区域に公園数が不足していることから、こどもたちが安心して遊べる環境が整っていないため、公園密度の低い地域に公園・緑地を整備します。	都市整備課
マタニティマークの普及活動 【継続】	○母子健康手帳交付の際に、マタニティマークのキーホルダーなど関連グッズを配布します。	健康づくり課
赤ちゃんの駅等の推進活動 【継続】	○乳幼児を抱える保護者が、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄れる場所の町内での普及と町民への周知を図ります。 ○町立施設での対応推進、町内における設置場所の把握、及び町民への周知活動を行います。	子ども家庭課 関係各課等

5 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

育児・介護休暇制度の普及・啓発のための環境づくりをすることで、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進をします。

事業名	事業概要	担当課等
男女共同参画推進事業 【継続】	○阿見町男女共同参画基本条例のもと、男女が性別による差別、固定的性別役割分担を無くし、男女がともに責任を担い、一人ひとりが個性や能力を発揮できる多様な生き方を選択できる、男女共同参画社会の実現に向け取り組みます。	町民活動課

第5章

量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっています。本章では、これらの事業計画について示します。

行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



(1)量の見込みの推計と確保方策の設定の流れ

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは、以下のとおりです。

各サービスのニーズ量の算定に当たっては、国の手引きによる利用意向を基本としながらも、第2期計画における実績や本町におけるサービスの提供状況を勘案しながら量の見込みを算出します。

■量の見込みと確保方策の設定



※1 将来の児童数:令和7年から令和11年までの本計画の対象となる推計児童数。

※2 量の見込み:本町で実施したアンケート調査や本市の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

※3 確保方策:量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

(2)教育・保育提供区域の考え方

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」、「②提供体制の確保の内容」、「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、本町では提供区域を基本的には全町1区域と設定します。

■本町の教育・保育提供区域

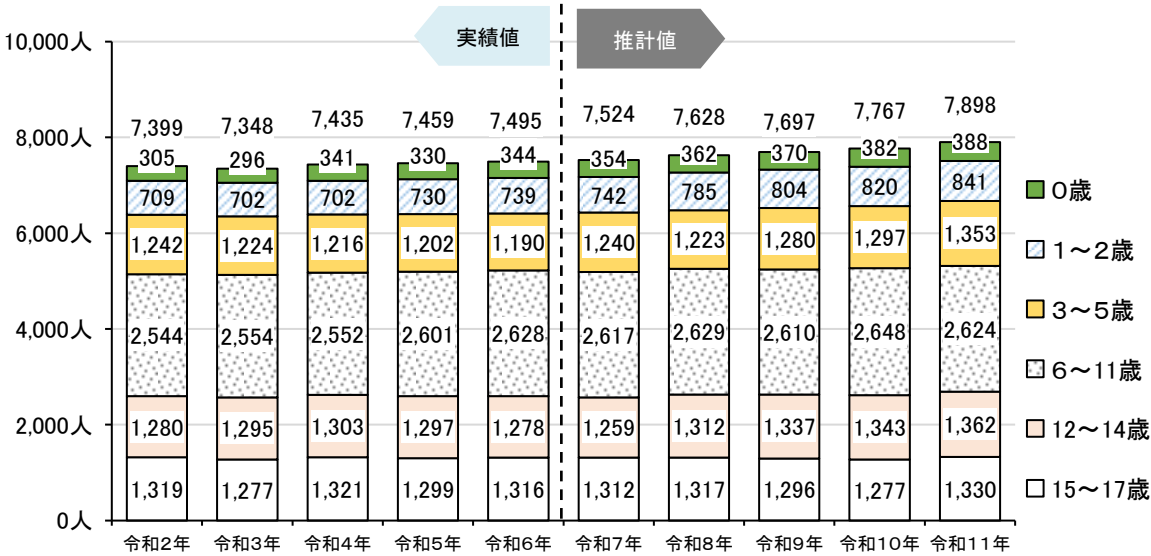
事業及び対象年齢等			教育・保育 提供区域
子どものための 教育・保育 給付	1号認定	3～5歳	町全体を 1つの区域
	2号認定	3～5歳	
	3号認定	0歳、1歳、2歳	
地域 子ども・ 子育て支援 事業	利用者支援事業	こども、 保護者、妊婦	
	地域子育て支援拠点事業	0～5歳 保護者	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	こども、 保護者、妊婦	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	子育て短期支援事業	0～18歳	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 小学1～6年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳	
	病児・病後児・体調不良児保育事業	0～5歳、 小学1～3年生	
	新・放課後子ども総合プラン ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・放課後子ども教室事業	小学1～6年生	
	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保 護者、特定妊婦等	
	児童育成支援拠点事業	主に学齢期の児童及びその保護者	
	親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保 護者、特定妊婦等	
	妊婦等包括相談支援事業	妊婦	
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所及び幼稚園等を利用していな い満3歳未満のこども	
	産後ケア事業	出産後1年以内の母子で、産後ケアを 必要とする方とする方	

(3)将来の児童数の推計について

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いてコーホート変化率法により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

18歳未満の児童数は、転入超過などの影響により令和6年の7,495人から令和11年には7,898人となり、403人の増加が見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

※コーホート変化率法:各コーホート(同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○児童人口の推計(量の見込みの対象となる児童数)

(単位:人)

区分	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	344	354	362	370	382	388
1～2歳	739	742	785	804	820	841
3～5歳	1,190	1,240	1,223	1,280	1,297	1,353
6～11歳	2,628	2,617	2,629	2,610	2,648	2,624
12～14歳	1,278	1,259	1,312	1,337	1,343	1,362
15～17歳	1,316	1,312	1,317	1,296	1,277	1,330
合計	7,495	7,524	7,628	7,697	7,767	7,898

※実績は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口の人数

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策等

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、こどもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定) ※最大8時間の利用	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育(子どものための教育・保育給付)について「量の見込み」と「確保方策(提供体制の確保の内容)」を設定します。

■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

		計画年度	利用見込数
		令和7年度	令和8年度
量の見込み： 将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度の二 ーズ量（需要量）を表示	区分		
	量の見込み		
	確保方策		
確保方策： 現在の施設状況や今後の整備状況 を勘案した事業種類毎の提供可能 な量（供給量）を表示	特定教育・ 保育施設		
	私学助成を 受ける幼稚園		
確保方策から量の見込みを引い て算出される事業の需要と供給 の差（▲は不足量を示します）	過不足		

(1)認定こども園及び幼稚園(1号認定)

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は「特定教育・保育施設(幼稚園・こども園)」、「私学助成を受ける幼稚園」の2種類となります。

【現状】

本町では、認定こども園3か所、幼稚園1か所において、保育・教育の一体的な提供を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	436	411	457	440	402
確保方策	690	690	512	482	482
特定教育・ 保育施設	480	480	512	482	482
私学助成を 受ける幼稚園	210	210	0	0	0
過不足	254	279	55	42	80

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、町内の認定こども園、幼稚園により必要な事業量は確保できる見込みです。
また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定 員総数)	417	411	430	436	455
確保方策	452	452	452	452	455
特定教育・ 保育施設	452	452	452	452	455
私学助成を 受ける幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	35	41	22	16	0

(2)認定こども園及び認可保育所、認可外保育施設(2号認定)

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳以上のこどもの保育を行うものです。なお、「特定教育・保育施設(保育所(園)・認定こども園)」、「認可外保育施設(新制度に移行せず、現行制度で運営)」の2事業があります。

【現状】

本町では、保育所8か所、認定こども園3か所において、家庭で保育のできないこどもの保育を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	689	677	704	724	738
確保方策	657	651	677	697	727
特定教育・保育施設	653	647	673	693	723
企業主導型保育事業の地域枠	4	4	4	4	4
過不足	▲ 32	▲ 26	▲ 27	▲ 27	▲ 11

【量の見込みと確保方策】

町内保育所(園)の利用定員(県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

また、令和8年度の保育所の開設により量の見込みの確保を図ります。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	769	758	794	804	839
確保方策	727	849	849	849	849
特定教育・保育施設	723	845	845	845	845
企業主導型保育事業の地域枠	4	4	4	4	4
過不足	▲42	91	55	45	10

(3)認定こども園及び認可保育所、特定地域型保育事業、認可外保育施設(3号認定)

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳未満のこどもの保育を行うものです。なお、「特定地域型保育事業」は、0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

【現状】

本町では、保育所8か所、認定こども園2か所、小規模保育所3か所、家庭的保育2か所において、家庭で保育のできないこどもの保育を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
実績	104	176	217	107	179	213	140	179	231	127	214	227	156	194	231
確保方策	122	186	209	114	181	210	130	196	235	130	196	235	129	195	234
特定教育・保育施設	105	163	184	97	157	184	113	172	209	113	172	209	113	172	209
特定地域型保育事業	15	21	23	15	22	24	15	22	24	15	22	24	14	21	23
企業主導型保育事業の地域枠	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
過不足	18	10	▲8	7	2	▲3	▲10	17	4	3	▲18	8	▲27	1	3
0～2歳保育利用率	49.0%			50.0%			52.7%			53.6%			53.6%		

【量の見込みと確保方策】

町内保育所(園)の利用定員(県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

また、令和8年度の保育所の開設により量の見込みの確保を図ります。

(単位:人)

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み(必要利用定員総数)	138	202	224	141	208	243	144	212	250	149	217	255	151	224	260
確保方策	128	194	233	149	227	267	149	227	267	149	227	267	152	227	267
特定教育・保育施設	113	172	209	134	205	243	134	205	243	134	205	243	137	205	243
特定地域型保育事業	13	20	22	13	20	22	13	20	22	13	20	22	13	20	22
企業主導型保育事業の地域枠	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
過不足	▲10	▲8	9	8	19	24	5	15	17	0	10	12	1	3	7
0～2歳保育利用率	51.5%			51.6%			51.6%			51.7%			51.7%		

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
①	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業	こども、保護者、妊婦
②	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業	0～2歳
③	妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業	出生時など
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など)を行う事業	こども、保護者、妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関が地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業	
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う(トワイライトステイ含む)事業	0～18歳
⑦	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳、 小学1～6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	3～5歳
		保育所(園)その他の場所での一時預かり	0～5歳
⑨	延長保育事業(時間外保育事業)	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業	0～5歳
⑩	病児・病後児・体調不良児保育事業	○病児対応型:病気やけがの回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業 ○病後児対応型:病気やけがの回復期であり集団保育には適していない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業 ○体調不良児対応型:保育所に通所している児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業	0～5歳、 小学1～6年生

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
⑪	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学1～6年生
	放課後子ども教室	小学校全学年を対象として、放課後の安全・安心なこどもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業	
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業	保護者
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者
⑭	多様な集団活動事業の利用支援事業	小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付するもの	保護者
⑮	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
⑯	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業	主に学齢期の児童及びその保護者
⑰	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
⑱	妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業	妊婦
⑲	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子を対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用できる制度	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満のこども
⑳	産後ケア事業	産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業	出産後1年以内の母子で、産後ケアを必要とする方

(1)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行います。

	内容
基本型	身近な場所で子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報の提供や、利用者が必要とする支援につながるよう地域の関係機関との連絡調整、連携体制づくりを行います。
特定型	町の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。
母子保健型	子育て世代包括支援センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行います。
こども家庭センター型	妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。

【現状】

「母子保健型」として子育て世代包括支援センター1か所(健康づくり課)で実施しています。

(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

「母子保健型」を「子ども家庭センター型」として移行し、町内1か所で、必要な事業量の確保を図ります。

(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

町内2か所の保育園において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

(単位:人回/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	2,087	2,035	3,684	5,657	6,903
実施か所数	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

確保方策等については、今後も町内の保育所(園)等により、必要な事業量の確保を図ります。

(単位:人回/年、か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,525	8,921	9,131	9,349	9,559
実施か所数	2	2	2	2	2

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安全・安心な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促しています。

(単位:人、回/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績 ※()は延べ 利用回数	302 (4,228回)	304 (4,256回)	323 (4,522回)	340 (4,760回)	333 (4,662回)

【量の見込みと確保方策】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安全・安心な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促していきます。

今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、引き続き県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

(単位:人、回/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ※()は延べ 利用回数	354 (4,069回)	362 (4,116回)	370 (4,163回)	382 (4,210回)	388 (4,257回)
確保 方 策	実施場所	各医療機関での個別健診			
	実施体制	母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を発行			
	検査項目	厚生労働省が示す検査項目			
	実施時期	通年			

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

町内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	273	309	312	336	342

【量の見込みと確保方策】

妊娠届出時や妊娠中の面接にて事業の周知を行い訪問実施率の向上を図るとともに、保健師・助産師等による家庭訪問を実施し、支援が必要な家庭を早期に支援につなげられるよう努めます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	346	350	354	358	362
確保方策	実施体制	保健師、助産師等			
	実施機関	健康づくり課			

(5)－①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など)を行う事業です。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる妊婦及び乳幼児保護者に対し、保健師、助産師(委嘱)等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	18	16	27	30	30

【量の見込みと確保方策】

引き続き、養育のための支援が必要と認められる妊婦及び乳幼児保護者に対し、支援を行うよう努めます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保方策	実施体制	保健師、助産師			
	実施機関	健康づくり課			

(5)－②その他要保護児童等の支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関が地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

【現状】

本町における要保護児童対策地域協議会では、実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、県等が実施する専門研修に参加しています。

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談実績	31	26	50	65	57

【量の見込みと確保方策】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

(単位:件)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	65	65	65	65	65

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う(トワイライトステイ含む)事業です。

【現状】

保護が必要となる事案が発生した場合は、近隣市町村の児童福祉施設等(4か所)と連携し、対応しています。

(単位:人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	4	16	11	12	5

【量の見込みと確保方策】

引き続き、児童福祉施設等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17	19	21	23	25
確保方策	35	35	35	35	35

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。

【現状】

本町では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	125	405	327	441	468

【量の見込みと確保方策】

見込まれるニーズに安定して対応できる提供体制を整備するため、事業について周知を図り、援助を行う会員の確保に努めます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	497	528	561	596	633
確保方策	497	528	561	596	633

(8)一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所(園)その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育所(園)等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

【現状】

幼稚園及び認定こども園15か所において、預かり保育を実施しています。

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	918	1,254	1,093	1,149	1,104
実施か所数	16	16	17	15	15

【量の見込みと確保方策】

幼稚園及び認定こども園15か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,111	1,118	1,125	1,132	1,139
実施か所数	15	15	15	15	15

②保育所(園)その他の場所での一時預かり(ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

【現状】

本町では、保育所及び認定こども園7か所において、一時預かり事業を実施しています。

また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	521	605	740	663	663
実施か所数	7	7	7	7	7

【量の見込みと確保方策】

町内の保育所(園)、認定こども園の7か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)による提供体制も確保します。特に、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)については、社会福祉協議会と連携しながら、本制度のさらなる周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	689	716	744	774	805
確保方策	1,130	1,157	1,185	1,215	1,246
一時預かり	689	716	744	774	805
ファミリー・サポート・センター	441	441	441	441	441
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0
実施か所数	7	7	7	7	7

(9)延長保育事業(時間外保育事業)

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

本町では、保育必要量(保育短時間・保育標準時間)の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

このうち、町内5か所では、保育標準時間である最大11時間を超えた受け入れを実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	192	215	277	225	230
実施か所数	5	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

保育園及び認定こども園の延長保育の実施により、事業量の確保に努めます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	235	240	245	250	256
確保方策	235	240	245	250	256
実施か所数	5	5	5	5	5

(10)病児・病後児・体調不良児保育事業

○病児対応型:病気やけがの回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業です。

○病後児対応型:病気やけがの回復期であり集団保育には適していない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業です。

○体調不良児対応型:保育所に通所している児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。

【現状】

町内3か所で病後児保育と体調不良児保育を実施しています。

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	312	289	468	519	521

【量の見込みと確保方策】

病後児保育と体調不良児保育については3か所の定員により、病児保育については1か所の定員により、見込み量に対し提供量が確保できる見通しとなっています。

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	521	521	521	521	521
確保方策	521	521	521	521	521
病児対応型	162	162	162	162	162
病後児対応型	92	92	92	92	92
体調不良児対応型	267	267	267	267	267
ファミリー・サポート・センター	0	0	0	0	0

(11)放課後児童対策

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

本町では、放課後児童クラブ20か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

また、障害のあるこどもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	841	958	972	986	1,069
1～3年生	615	671	689	707	730
4～6年生	226	287	283	279	339
クラブ数	17	18	19	20	20

【量の見込みと確保方策】

既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。なお、放課後児童クラブが整備されていない学区については、施設整備の検討を行うほか、他学区の施設への送迎や民間施設との連携を図り、放課後の居場所の確保に努めます。

また、障害のあるこどもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,088	1,102	1,085	1,107	1,108
1～3年生	734	737	728	760	750
4～6年生	354	365	357	347	358
確保方策	1,088	1,102	1,085	1,107	1,108
1～3年生	734	737	728	760	750
4～6年生	354	365	357	347	358
クラブ数	22	22	22	22	22
子ども教室との一体型クラブ数	7	7	7	7	7

②放課後子ども教室事業

小学校全学年を対象として、放課後の安全・安心なこどもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。

【現状】

本町では、こどもたちが放課後等に安全・安心に活動できる場所として、小学校施設(余裕教室・体育館・グラウンド等)を活用し、自由な遊び、スポーツ、自主活動、創作体験活動などを行っています。町内7か所で週1回開催しています。

また、障害のあるこどもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めています。

(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室数	7	7	7	7	7

【量の見込みと確保方策】

児童が参加する事業であること、学校の施設等を使用していることなどから、学校と連携して事業の推進を図ります。

また、障害のあるこどもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教室数	7	7	7	7	7

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

【現状】

これまでの日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の助成に加えて、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法で新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助が追加され、令和元年10月より実施しています。

【確保方策】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯及び一定の要件を満たす第3子以降のこどもを対象に費用の一部を補助します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14)多様な集団活動事業の利用支援事業

小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付するものです。

(15)子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	151	152	152	153	154
確保方策	151	152	152	153	154

(16)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

(17)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15

(18)妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問事業などの機会を活用し、妊婦やその配偶者等に対して面談等による情報提供や相談対応等を行えるよう、体制を整えていきます。

(単位:回)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	346	350	354	358	362
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	1,038	1,050	1,062	1,074	1,086
確保方策	こども家庭センター	1,038	1,050	1,062	1,074	1,086
	上記以外の業務委託	0	0	0	0	0

(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子を対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用できる制度です。

【量の見込みと確保方策】

令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。

(単位:人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	0	7	7	7	7
	1歳	0	11	11	11	11
	2歳	0	9	10	10	10
確保方策	0歳	0	7	7	7	7
	1歳	0	11	11	11	11
	2歳	0	9	10	10	10

(20)産後ケア事業

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

産後ケアを必要とする母子が健やかな育児ができるよう、産後ケア施設と連携を図り、体制の整備に努めます。

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	81	85	89	93	97
確保方策	81	85	89	93	97

4 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

(1)産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子ども家庭課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

(2)質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、こどもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、茨城県と連携し、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザー等の配置や確保等に努めます。

(3)町が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育所が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うと共に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、研修等を通じ、質の高い教育・保育の確保や人材育成に努めていきます。

(4)教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

(5)幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

各地域のこどもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園から認定こども園へ移行するに当たり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

(6)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

(7)地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用することの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、すべての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(8)外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう 保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 こども・若者の社会参画・意見反映

「こども大綱」の理念を踏まえ、こどもの意見反映及び社会参画を積極的に推進し、こども本人が計画の推進において一定の役割を担うという認識のもとで計画を推進していきます。

また、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組み、こども・若者の意見を表明する権利について広く周知啓発するとともに、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行います。

2 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、必要な情報をわかりやすく提供するとともに、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めます。

また、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する町民の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

3 協働による計画の推進

本計画の推進により目指していくこども・子育て支援とは、第一にこどもの健やかな成長が保障され、保護者は子育てとこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。それにより、保護者の子育ての責任が果たされると同時に、幼い我が子と向き合い、しっかりと子育てに取り組める親としての権利が守られることにもなります。

そのため、本町では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。

また、すべての町民が、子育ての最も大きな責任は父母をはじめ保護者が有することを前提としながらも、すべてのこどもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

(1) 家族の役割

家庭では十分な愛情をもってこどもに接しながら、人としての基本的なしつけや社会のルールを教えるなど、こどもの育ちに責任をもつことが大切です。さらに、保護者自身が地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に対し役割を果たしていくことが求められます。

(2) 地域の役割

すべての町民が、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援し、こどもの成長を地域全体で見守っていくことが求められます。

また、家庭、地域、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校などのこどもの生活の場が相互に連携し、地域コミュニティの中でこどもを育むことが必要であり、特に教育・保育施設は、地域に開かれたものとなり、地域におけるこども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

(3) 企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、保護者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などを通じて、保護者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

4 計画の進行管理

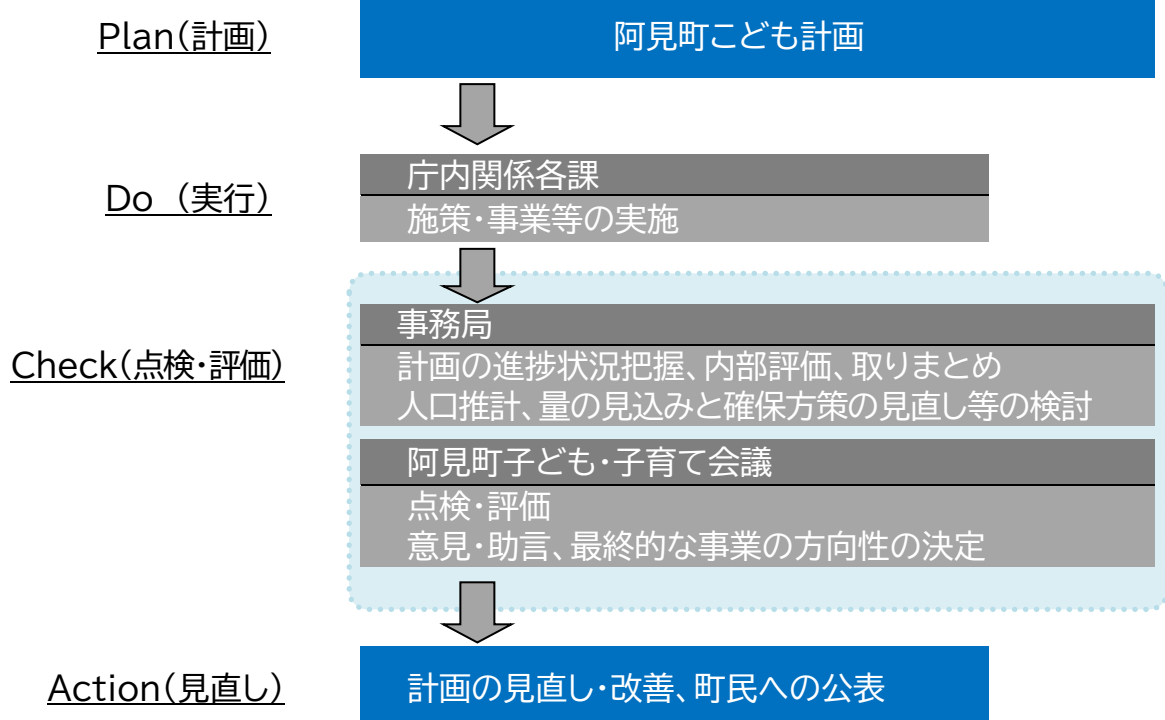
計画期間中は、子ども家庭課が事務局となり、「阿見町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

□計画の推進



また、本計画全体の達成度を測る成果指標として次の項目を定めます。計画の各施策を着実に実行し、この目標の達成に努めます。

○計画全体の評価指標

指標項目		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	データ
1	待機児童の解消	0人	0人	子ども家庭課 (4月1日現在)
		○教育・保育施設の入所待機児童を解消します。		
2	子育ての環境や 支援への満足度	就学前47.4% 小学生46.7%	50.0% 50.0%	アンケート調査 (P27参照)
		○阿見町における子育ての環境や支援に満足している(「満足」と「どちらかといえば満足」の合計)と回答した割合の増加をめざします。		
3	子育てに関する 不安感や負担感 の解消	就学前58.6% 小学生53.3%	50.0% 50.0%	アンケート調査 (P27参照)
		○子育てに関して不安や負担と感じている(「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」の合計)と回答した割合の減少をめざします。		

5 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、町民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が町民に開かれたものとなり、こども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、町のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。

資料編

資料編

1 阿見町子ども・子育て会議条例

平成27年6月24日条例第27号

阿見町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第1項の規定に基づき、阿見町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 77 条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項として町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 民生委員児童委員を代表する者
- (5) 教育機関を代表する者
- (6) 子ども・子育て支援関係団体を代表する者
- (7) 子ども・子育て支援事業者
- (8) 子どもの保護者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、特に期限を付した場合を除き、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は, 会長が招集し, 会長は当該会議の議長となる。ただし, 会長及び副会長が選出されていないときは, 町長が会議を招集する。

2 会議は, 委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は, 出席した委員の過半数をもって決し, 可否同数のときは, 議長の決するところによる。

4 会長は, 必要があると認めるときは, 委員以外の者を会議に出席させ, その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は, 保健福祉部子ども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか, 子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は, 町長が別に定める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

2 阿見町子ども・子育て会議 委員名簿

敬称略

委員構成		氏名	備 考
1	阿見町議会議員	○武藤 次男	阿見町議会議員
2	阿見町議会議員	笥田 聡	阿見町議会議員
3	学識経験を有する者	◎藤岡 寛	茨城県立医療大学
4	地域を代表する者	糸賀 忠	阿見町区長会副会長
5	阿見町民生委員児童委員協議会	野呂 薫	阿見町民生委員児童委員協議会 会長
6	阿見町民生委員児童委員協議会	長塚 和子	主任児童委員
7	教育機関を代表する者	齋藤 信一	阿見町学校長会会長/本郷小学校校長
8	子ども・子育て支援団体を代表する者	倉田 雅之	阿見町子ども会育成連合会会長
9	子ども・子育て支援団体を代表する者	小田島 秀二	阿見町PTA連絡協議会/ 朝日中学校PTA会長
10	子ども・子育て支援団体を代表する者	木村 美由紀	町立二区児童館母親クラブ会長
11	子ども・子育て支援事業者	田中 淳子	私立さくら保育園園長
12	子ども・子育て支援事業者	井坂 博子	阿見認定こども園園長
13	子どもの保護者	野本 叶	町立二区保育所保護者会
14	町長が必要と認める者	山崎 友美子	公募
15	町長が必要と認める者	正木 麻沙美	公募

◎会長 ○副会長

3 阿見町子育て支援機関一覧

阿見町役場(本庁舎)等	所在地	電話番号
子ども家庭課	中央1-1-1 阿見町役場(本庁舎)	888-1111
社会福祉課 障害福祉係		
学校教育課・指導室	若栗1886-1(中央公民館)	888-0220
健康づくり課	阿見4671-1 阿見町総合保健福祉会館 (さわやかセンター)	888-2940
ファミリーサポートセンター (阿見町社会福祉協議会内)		887-0084
図書館	若栗1838-24	887-6331
ショートステイ(短期入所生活援助)	町の契約先施設	888-1111(子ども家庭課)

子育て支援センター・児童館	所在地	電話番号
阿見町地域子育て支援センター	阿見4002-19(中郷保育所敷地内)	891-2772
あゆみ保育園地域子育て支援センター (ぴよんぴよんくらぶ)	阿見4958-5(あゆみ保育園内)	888-3681
二区児童館	うずら野1-29-11	843-3282

保育所(園)・認定こども園・幼稚園	所在地	電話番号
中郷保育所	阿見4002-5	887-3331
南平台保育所	南平台1-31-6	840-2081
二区保育所	うずら野1-29-11	841-2301
あゆみ保育園	阿見4958-5	888-3681
阿見ひかり保育園	曙247-1	879-5155
さくら保育園	荒川本郷2033-336	896-3678
阿見きらり保育園	荒川本郷1902-1	875-8135
LIFE SCHOOL 阿見	荒川本郷2066-94	875-6750
阿見認定こども園(幼保連携型認定こども園)	阿見5205-2	887-7388
阿見みどり幼稚園(幼保連携型認定こども園)	鈴木25-10	887-7471
ふたば幼稚園(幼稚園型認定こども園)	岡崎3-2-1	887-0055
荒川沖幼稚園(幼稚園)	本郷3-27-1	842-6609

小規模保育事業所・家庭的保育事業所	所在地	電話番号
小規模保育園 虹いろキッズ	鈴木59-4	893-2273
ニチイキッズあみ保育室	阿見3962-6(ウイング スカイあみ1F)	891-0855
キッズハウスにじの森	うずら野1-34-13	845-7654
まるこのおうち	廻戸272-3	090-7946-1263
にこちゃんランド	阿見246	070-3996-1647

病児・病後児保育事業所		所在地	電話番号
病児保育施設「たんぽぽ保育室」		阿見町中央3-10-3(東京医科大学 茨城医療センター敷地内)	887-5621
病後児保育	阿見ひかり保育園	曙247番地1	879-5155
	さくら保育園	荒川本郷2033番地336	896-3678
	阿見さらり保育園	荒川本郷1916番地3	875-8135

阿見町こども計画

発行年月／令和7年3月

発行・編集／茨城県阿見町 保健福祉部 子ども家庭課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL 029-888-1111(代表)

